

基発 0325 第 11 号
平成 27 年 3 月 25 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

農作業従事者の特別加入に係る指定農業機械の範囲の拡大について

「労働者災害補償保険法施行規則第 46 条の 18 第 1 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める機械の種類を定める件の一部を改正する件」(平成 27 年厚生労働省告示 82 号)が平成 27 年 3 月 23 日に公布され、4 月 1 日から適用されることとなった。この改正の趣旨等は下記のとおりであるので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

1 改正の趣旨及び内容

(1) 改正の趣旨

自営農業者については、特定農作業従事者及び指定農業機械作業従事者に係る特別加入の制度を設けている。このうち指定農業機械作業従事者としては、重度の傷害を起こす危険度が高いと認められる厚生労働大臣が定める種類の農業機械(「労働者災害補償保険法施行規則第 46 条の 18 第 1 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める機械の種類を定める件」(昭和 40 年労働省告示第 46 号。以下「指定農機告示」という。)に規定。)を使用して行う土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽培若しくは採取の作業に従事する者に限定して特別加入を認めているところである。

今般、農薬の空中散布等の作業に用いる産業用無人ヘリコプター(以下「無人ヘリコプター」という。)を使用する者を、特別加入の対象として認めることとした。

(2) 改正の内容

指定農機告示に「回転翼航空機であつて構造上人が乗ることができないもの(農薬、肥料、種子若しくは融雪剤の散布又は調査に用いるものに限る。)」を追加することとした。

(3) 留意事項

① 対象となる作業

今回追加する農業機械は、無人ヘリコプターのうち農薬の散布、肥料の散布、種子の散布、融雪剤の散布、調査のいずれかに用いるものに限ったとこ

ろであるが、このうち「調査」とは、土壌の肥沃度・植物の生育状況の調査や、無人ヘリコプターでの農薬散布等が安全に行えるかどうかを確認するために行うテスト飛行が該当するものであること。

② 業務災害防止措置の作成及び提出

ア 指定農業機械作業従事者に係る特別加入団体

「回転翼航空機であつて構造上人が乗ることができないもの（農薬、肥料、種子若しくは融雪剤の散布又は調査に用いるものに限る。）」を使用する作業に従事する者（以下「無人ヘリコプターによる農薬散布等作業従事者」という。）が構成員となる特別加入団体については、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）第46条の23第2項に基づき特別加入者の団体である指定農業作業従事者の団体が定めることとされている業務災害の防止に関する当該団体が講ずべき措置及び当該団体の構成員が守るべき事項として、当該作業従事者が別添1「無人ヘリコプター利用技術指導指針」（平成3年4月22日付け3農蚕第1974号農蚕園芸局長通知）を遵守する旨の記載がなければならないこととすること。

したがって、既に特別加入団体として承認を受けている団体が、無人ヘリコプターによる農薬散布等作業従事者を特別加入させる場合については、「特別加入に関する変更届」の提出に併せて、上記の業務災害防止措置を記載した書類を提出させること。

イ 特定農作業従事者に係る特別加入団体

上記アの取扱いについては、特定農作業従事者に係る特別加入団体についても同様であること。

③ 業務上外の認定

無人ヘリコプターによる農薬散布等作業従事者の業務上外の認定については、昭和40年12月6日付け基発第1591号「特別加入者に係る業務上外の認定及び支給制限の取扱いについて」によること。

2 関係通達の改正

今般の告示改正等を踏まえ、昭和40年11月1日付け基発第1454号「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律第2条の規定の施行について」を別添2のとおり改正し、平成26年3月26日付け基発0326第1号「労災保険特別加入関係事務取扱手引について」を別添3「新旧対照表」の同通達の改正後の欄のとおり改正する。

3 施行日

本通達は、平成27年4月1日から施行する。

無人ヘリコプター利用技術指導指針

〔平成3年4月22日付け3農蚕第1974号農蚕園芸局長通知
最終改正：平成26年6月19日付け26消安第1247号〕

第1 趣旨

無人ヘリコプターによる空中散布等について、人畜、農作物、周辺環境等に対する安全性を確保しつつ、その適正な実施に資するため、この指針を定める。

第2 定義

この指針において、各用語の定義は、次に定めるところによる。

1 無人ヘリコプター

人が乗って航空の用に供することができない遠隔誘導式小型回転翼機のうち、昭和32年8月3日郵政省告示第708号（免許を要しない無線局の用途並びに電波の形式及び周波数を定める件）に定める産業の用に供するものに限られた電波の形式及び周波数を使用しているもの。

2 空中散布等

無人ヘリコプターを用いて行う空中からの農薬、肥料、種子等の散布、調査等。

3 実施主体

空中散布等を実施する都道府県、市町村、農林業者の組織する団体、防除業者等の組織する団体、農林業者及び防除業者等。なお、空中散布等の作業を他者に委託する場合には、委託者を含む。

4 無人ヘリコプター協議会

無人ヘリコプターの適正利用による安全確保、機体の有効利用によるコスト低減等を推進するため、都道府県段階で整備される組織。

5 地区別協議会

無人ヘリコプターの適正利用による安全確保、機体の有効利用によるコスト低減等を推進するため、市町村又は空中散布等の実施区域等を単位とした地区別に整備される組織。

6 オペレーター

無人ヘリコプターを操作する者。

第3 無人ヘリコプター協議会、地区別協議会及び一般社団法人農林水産航空協会の役割

- 1 無人ヘリコプター協議会は、空中散布等の適正な実施を推進するとともに、それにより生ずるおそれのある危害の防止のため、次に掲げる事項について実施するものとする。

無人ヘリコプター協議会は、協議会の事業が円滑に実施されるよう、都道府県の指導を受けることが望ましい。

なお、地区別協議会が実施する事項は、無人ヘリコプター協議会が実施する次に掲げる事項に準ずるものとする。

- (1) 構成員には、農林水産業者等の関係団体、実施主体、地区別協議会の関係者、都道府県及び市町村の農林水産関係部局、その他必要な行政機関の関係者等を含め、体制の充実及び相互の連携強化を図る。
- (2) 実施主体や地区別協議会に対して空中散布等に関する技術的情報を提供するとともに、実施主体から空中散布等の実施計画等を収集し、安全を確保した適正な空中散布等の実施の推進に努める。
- (3) 実施主体が行う空中散布等の実施区域の住民に対する事前周知を補完するため、その実施区域に係る市町村その他必要な行政機関に対して、2で収集した空中散布等の情報の提供に努める。

2 一般社団法人農林水産航空協会の役割

一般社団法人農林水産航空協会（以下「協会」という。）が果たすべき役割は、次のとおりとする。

- (1) オペレーター等の空中散布等に関する技術の向上に資するため、研修体制を整備し、必要な研修を実施するよう努めること。
- (2) 機体等については、その性能を確保するため製造業者等の協力を得て調査を行うものとし、改善が必要な場合には、当該製造業者等に対する所要の指導及び協力を努めること。
- (3) オペレーター、機体、事業の実施状況等に関する情報の収集等による実態把握、無人ヘリコプター協議会、地区別協議会、実施主体等に対する情報の提供等により安全かつ効率的な利用の推進に努めること。
- (4) 第5の散布試験、調査等を実施するときは、無人ヘリコプターの利用上の特性に十分配慮し、安全かつ効果的な技術の開発及び改善に努めること。

第4 空中散布等の実施に当たって遵守すべき事項

実施主体は、空中散布等の実施に際して、第5から第7までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守するものとする。

1 空中散布等の実施計画の策定

- (1) 実施計画の立案に当たっては、空中散布等の実施区域周辺を含む地理的状況、農業地域における住宅地や転作田の混在等の作業環境を十分に勘案し、実施区域及び実施除外区域並びに散布薬剤の種類及び剤型について十分に検討を行うこと。なお、3に掲げる危被害防止対策を十分に行えないおそれがある場合には、実施計画を見直すものとする。
- (2) 空中散布等の実施計画の策定に当たっては、実施計画を無人ヘリコプター協議会（地区別協議会がある場合にあっては、無人ヘリコプター協議会及び地区別協議会）を経由して、農林水産省消費・安全局植物防疫課に報告するとともに、関係指導機関の指導及び助言を受けるものとする。

2 空中散布等の実施に関する事前周知

- (1) 実施区域及び実施区域周辺にある学校、病院等の公共施設、居住者等に対して、あらかじめ空中散布等の実施予定日時、区域、薬剤の内容等について連絡するとともに、実施に際しての協力を得るよう努めること。特に、学校、通学路等の周辺で実施する場合には、実施日及び実施時間について十分調整すること。
- (2) 天候等の事情により空中散布等の実施に変更が生じる際には、変更に係る事項について、周知徹底を図ること。

3 実施に当たっての危被害防止対策

空中散布等を実施する際には、実施区域及びその周辺における危被害防止に万全を期すとともに、オペレーター、合図マン（オペレーターの作業を補助する者をいう。以下同じ。）及び作業者の安全に十分留意するものとする。

特に、公衆衛生関係（家屋、学校、水道・水源等）、畜水産関係（家畜、家きん、みつばち、蚕、魚介類その他の水産動植物等）、他作物関係（散布対象以外の農作物等）及び野生動植物関係（天然記念物等の貴重な野生動植物）に対して危被害を発生させるおそれがないように努めるとともに、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 架線等の危険箇所、実施除外区域、飛行経路並びにオペレーター及び合図マンの経路を示した地図を作成し、当該地図に基づき散布前に実地確認する等、実施区域及びその周辺の状況把握に努めるとともに、必要に応じて危険箇所及び実施除外区域を示す標識を設置すること。

- (2) 実施区域内への人の立入防止を徹底すること。特に学校、通学路等の周辺で実施する場合にあっては、実施区域周辺に十分注意し、実施区域内に児童、生徒等が立ち入らないようにするための措置を徹底すること。
- (3) 実施区域周辺において、空中散布等の対象以外の農作物に農薬が飛散するなどの危被害が生じないようにするために必要な措置を徹底すること。また、農薬の飛散低減の観点から、飛散しにくい剤の使用及び散布方法の実施に努めること。
- 特に、実施区域周辺において、飛来する農薬が原因となって有機農産物に関する認証が受けられなくなる等の防除対象以外の農作物への危被害が生じないために必要な措置の徹底に努めること。
- (4) 合図マンを機体毎に1名以上配置するとともに、オペレーター、合図マン及び作業者を含めた関係者で連携し、一層の周囲の安全確保に努めること。
- (5) オペレーター及び合図マンの安全を十分に確保し、特に以下の事項に留意すること。
- ① 離着陸時を含め、オペレーター、合図マン及び作業者と機体の距離は十分離し、空中散布等を実施すること。
 - ② オペレーター及び合図マンは、散布前に共同で実地確認を実施し、危険箇所等の情報を確実に共有すること。
 - ③ 近くに家屋や架線等がある場所を離着陸地点にしないこと。
 - ④ オペレーター及び合図マンは保護具を着用すること。
 - ⑤ 必要以上に急激な操作や大きな操作を行わないこと。
 - ⑥ オペレーターは家屋や架線等に向けた操作を行わないこと。
 - ⑦ オペレーターは足場の良いところを移動すること。また、足場が不安定な場所では機体を止めてから移動すること。
 - ⑧ 操縦に不具合が発生した場合には、機体を速やかに安全な場所に降下させること。
 - ⑨ 同一地区に2機以上を同時に飛行させる場合は、オペレーター等が事前に確認を行った上で、電波の混信が起らないよう異なった周波数を使用すること。
 - ⑩ オペレーター及び合図マンの連続作業時間が長時間に及ばないよう作業時間に留意すること。
- (6) 空中散布等の実施により、農業、漁業その他の事業に被害が発生し、又は周囲の自然環境若しくは生活環境に悪影響が生じた場合には、直ちに当該区域での実施を中止し、その原因の究明に努めるとともに、適切な事後処理を行うこと。

4 記録の保管・報告

- (1) 実施主体は、別記様式1により空中散布等の記録を保管しておくとともに、無人ヘリコプター協議会（無人ヘリコプター協議会がない場合にあつては都道府県、地区別協議会がある場合にあつては地区別協議会を経由して無人ヘリコプター協議会）を経由して農林水産省消費・安全局植物防疫課に報告する。その実施区域にある関係指導機関から求めがあつた場合にはこれらの記録を提出するものとする。
- (2) 実施主体は、3の(1)で作成した架線等の危険箇所等の情報を記載した地図を保管し、次回以降の散布実施者に確実に引継ぐこと。

5 機体の保管

無人ヘリコプターの機体、散布装置等の所有者は、これら機材が本来の目的外に使用されることを防止するため、保管管理に当たっては倉庫等の安全な場所に施錠保管する等、厳重な保管管理の徹底に努めるものとする。

第5 散布飛行の方法

散布飛行の方法については、次のとおりとする。

- 1 空中散布等の方法は、風下から散布を開始する横風散布を基本とし、オペレーター及び周辺環境等への影響等に十分配慮して作業効果の確保に努めること。
- 2 散布方法については別表に掲げるところによるものとする。また、農薬を散布する場合にあつては、無人ヘリコプター散布用として登録を受けたものを、使用上の注意事項を遵守して使用しなければならない。
- 3 飛行速度及び飛行間隔については、別表に掲げるところによるものとし、散布の均一性が確保されるよう十分配慮すること。
- 4 飛行高度については、散布薬剤の物理性、気象条件、散布場所及びその周辺区域の地形等を勘案して、別表に掲げる範囲内で加減すること。
- 5 空中散布等は、気流の安定した時間帯に、かつ、地上1.5mにおける風速が3m/s以下の場合に実施すること。なお、当該風速を超える場合には空中散布等を行わないことを徹底するとともに、超えない場合であっても風向きを考慮した散布を行うよう努めること。

第6 事故発生時の対応

- 1 事故は以下の事項とする。
 - (1) 人身事故（軽微なものを除く）。
 - (2) 物損事故（軽微な機体損傷のみのもを除く）。
 - (3) 農薬事故（ドリフトや農薬流出による事故等）。
 - (4) その他（社会的影響等を勘案し、報告が必要と考えられるもの）。
- 2 1が発生した場合には、実施主体は、別記様式2により、直ちに実施区域の都道府県又は無人ヘリコプター協議会（地区別協議会がある場合にあっては無人ヘリコプター協議会及び地区別協議会）へ報告するとともに、事故発生時の状況を踏まえ、再発防止に努めること。
- 3 都道府県は、実施主体や無人ヘリコプター協議会等から事故の報告があった場合、農林水産省消費・安全局植物防疫課へ報告すること。
- 4 2及び3の報告方法については別途農林水産省消費・安全局植物防疫課長が定めるところによる。

第7 利用できる技術

空中散布等に利用できる技術は、試験機関等の行う散布試験、調査等により、その安全性、効果等が確認されたものに限るものとする。

第8 オペレーター、機種等

オペレーターの技術及び機体等の性能等は、次のとおりとする。

- 1 オペレーターは、空中散布等に用いられる機種の操縦技術に習熟しており、かつ、無人ヘリコプターを用いた農薬等の散布に関する技術を修得している者であること。
- 2 機体等は、空中散布等の作業に適した性能を有し、かつ、保守及び整備のための体制が整備されているものとして別表に掲げるものであること。

第9 空中散布等の効果調査

実施主体は、空中散布等の合理的な実施及び危被害の未然防止等に資するため、地域の実状を勘案して散布飛行状況、散布効果等に関する調査を行うものとする。

第10 空中散布等の実績の公表

農林水産省消費・安全局長は、全国の無人ヘリコプターによる空中散

布等の実績について取りまとめ、その概要を公表するものとする。

別記様式1 (第4の4関係)

平成 年度空中散布等事業計画(実績)

() 県

実施主体名	防除実施者	該当市町村名	作物名	対象作業名	実施予定月日	実施日数	実施面積	散布資材名	散布剤型	10a当たり散布量	散布機数	実施年数	備考
											()		
計													

記載注意

- (1) 補完防除にあつては、その旨備考欄に記載すること。
- (2) 散布機数は、() 内に実機数を記入すること。

無人ヘリコプターによる空中散布等に伴う事故情報 (第 報)

報告者所属・氏名:

連絡先:

報告日時: 平成 年 月 日 () 時 分

【基本情報】 ※ 初期の報告(第1報など)については、事故発生の報告を優先し、報告時点で記入可能な情報のみで可

1	発生日時	平成 年 月 日 () 時 分 (散布作業開始時間: 時 分)			
2	発生場所(都道府県名から)				
3	作業時の気象状況	天気	(気温)	風向・風速	
4	作業内容	作物		対象病虫害等	
5	薬剤	薬剤名			
		希釈倍率		散布前積載量	
6	使用機種				
7	実施主体	散布委託者			
		散布受託者(散布実施者)			
8	作業実施体制	オペレーター	名	合図マン	名 (その他) 名
9	事故の概要 <small>(例:電線に接触後、水田横の道路に墜落し、機体は大破した、等)</small>	該当に○→			
		人身事故	物損事故	農薬事故	その他
10	被害状況	該当に○ (もしくはセル着色)			有の場合、その内容
	人への被害	無	確認中	有	
	家畜への被害	無	確認中	有	
	農作物への被害	無	確認中	有	
	薬剤の流出	無	確認中	有	
	機体の損傷	無	確認中	有	
	架線の切断 <small>※有の場合、内容欄に停電の有無も記載</small>	無	確認中	有	
	周辺建物への被害	無	確認中	有	
その他の被害					

【対応状況等】 ※ 初期の報告(第1報など)では提出しないでも可

11	被害への対応状況	
12	その他(警察、消防等の対応、取材・報道状況等)	

注1. 事故発生時の見取り図を添付(可能であれば現場写真も添付)

注2. 報道記事等あれば添付

【事故原因】 ※ 初期の報告(第1報など)では提出しないでも可

13	
----	--

【再発防止対策】 ※ 初期の報告(第1報など)では提出しないでも可

14	
----	--

別表（第5及び第7関係） 空中散布等の基準

適用 作物	作業名	散布方法	飛行 速度 (km/hr)	飛行 高度 (m)	飛行 間隔 (m)	適用 機種	散布装置 の方式	備考			
水 稲	病害虫 防除	液剤少量 散布	10 ～20	3 ～4	5	KG-135 KG-200	アトマイザー				
						R-50	ノズル				
						RMAX AYH-3					
					7.5	MC-275 FAZER	アトマイザー				
						YH300 AYH-3					
						30			5	10	RPH2
	粒剤散布	10 ～20	3 ～4	5	KG-135 KG-200 R-50	インペラ					
					RMAX YH300 AYH-3						
					FAZER						
				7.5	30	5	10		RPH2		
					粒剤スポ ット散布 (ほ場の 端から5 m以上の 位置から ほ場内に 散布)	10以下	3 ～4		KG-135 KG-200 R-50 RMAX YH300 AYH-3 FAZER	インペラ	インペラの回 転数を落とし 散布する。
R-50 RMAX	滴下用チューブ										
粒剤散布 (ほ場の 端から5 m以上 の位置から ほ場内に 散布)	10 ～20	3 ～4	5	KG-135 KG-200 R-50	インペラ	湛水直播栽培 の場合に限る。 ほ場周辺は、 インペラの回 転数を落とし 散布する。					
				RMAX AYH-3							
			7.5	YH300 FAZER							
10	KG-135 KG-200 R-50 RMAX YH300 AYH-3	インペラ		インペラの回 転数を落とし 散布する。 自己拡散剤に 限る。							

適作物	作業名	散布方法	飛行速度 (km/hr)	飛行高度 (m)	飛行間隔 (m)	適用機種	散布装置式の 方 式	備 考
水 稻	除 草	粒剤スポット散布 (ほ場の端から5m以上の位置からほ場内に散布)	10以下	3 ～4		KG-135 KG-200 R-50 RMAX YH300 AYH-3 FAZER	インペラ	インペラの回転数を落とし散布する。
	は 種	散 ば ん	10 ～20	3 ～4	5	KG-135 KG-200 R-50 FAZER	インペラ	
					7.5	RMAX YH300 AYH-3		
施 肥	粒剤散布	10 ～20	3 ～4	7.5 以下	KG-135 KG-200 R-50 RMAX YH300 AYH-3 FAZER	インペラ		
麦 類	病害虫 防除	液剤少量 散布	10 ～20	3 ～4	5	KG-135 KG-200	アトマイザー	
						R-50	ノズル	
					7.5	RMAX AYH-3	アトマイザー	
						MC-275 FAZER		
						YH300 AYH-3		
	30	5	10	RPH2	ノズル			
	液剤散布	10 ～20	3 ～4	5	KG-135 KG-200	アトマイザー		
					R-50	ノズル		
					RMAX AYH-3	アトマイザー		
				MC-275 FAZER				
YH300 AYH-3								
30				5	10	RPH2	ノズル	

適 用 作 物	作業名	散布方法	飛 行 速 度 (km/hr)	飛 行 高 度 (m)	飛 行 間 隔 (m)	適 用 機 種	散 布 装 置 の 方 式	備 考
大 豆	病 害 虫 防 除	液 剤 少 量 散 布	10 ~ 20	3 ~ 4	5	KG-135 KG-200	アトマイザー	
						R-50	ノズル	
						RMAX AYH-3		
					7.5	MC-275 FAZER		
						YH300 AYH-3	アトマイザー	
						30	5	
		液 剤 散 布	10 ~ 20	3 ~ 4	5	KG-135 KG-200	アトマイザー	
						R-50	ノズル	
						RMAX AYH-3		
					7.5	MC-275 FAZER		
						YH300 AYH-3	アトマイザー	
						30	5	
粒 剤 散 布	10 ~ 20	3 ~ 4	5	KG-135 KG-200 R-50	インペラ			
				RMAX YH300 AYH-3				
				FAZER				
			7.5					
				30		5	10	RPH2
え だ ま め	病 害 虫 防 除	液 剤 少 量 散 布	10 ~ 20	3 ~ 4	5	KG-135 KG-200	アトマイザー	
						R-50	ノズル	
					7.5	RMAX AYH-3		
						MC-275 FAZER		
						YH300 AYH-3	アトマイザー	

適用作物	作業名	散布方法	飛行速度 (km/hr)	飛行高度 (m)	飛行間隔 (m)	適用機種	散布装置式の方式	備考
だいこん	病害虫防除	液剤少量散布	10 ～20	3 ～4	5	KG-135 KG-200	アトマイザー	
						R-50	ノズル	
						RMAX AYH-3	ノズル	
						MC-275 FAZER		
		YH300 AYH-3			アトマイザー			
		液剤散布			5	KG-135 KG-200	アトマイザー	
						R-50 RMAX YH300	ノズル	
						7.5	MC-275 AYH-3 FAZER	
YH300 AYH-3								
れんこん	病害虫防除	粒剤散布	10 ～20	3 ～4	5	KG-135 KG-200 R-50	インペラ	
						RMAX YH300 AYH-3		
					7.5	FAZER		
たまねぎ	病害虫防除	液剤少量散布	10 ～20	3 ～4	5	KG-135 KG-200	アトマイザー	
						R-50	ノズル	
						RMAX AYH-3	ノズル	
						MC-275 FAZER		
		YH300 AYH-3			アトマイザー			
		液剤散布			5	KG-135 KG-200	アトマイザー	
						R-50 RMAX YH300	ノズル	
						7.5	MC-275 AYH-3 FAZER	
YH300 AYH-3								

適用作物	作業名	散布方法	飛行速度 (km/hr)	飛行高度 (m)	飛行間隔 (m)	適用機種	散布装置の方式	備考
くり	病害虫防除	液剤散布	10 ~20	3 ~4	5	KG-135 KG-200	アトマイザー	
						R-50 RMAX YH300	ノズル	
					7.5	MC-275 AYH-3 FAZER	アトマイザー	
					YH300 AYH-3			
かんきつ	病害虫防除	液剤散布	20以下	3 ~4	5	KG-135 KG-200	アトマイザー	
						R-50 RMAX YH300	ノズル	
					7.5	MC-275 AYH-3 FAZER	アトマイザー	
					YH300 AYH-3			
みかん	病害虫防除	液剤散布	20以下	3 ~4	5	KG-135 KG-200	アトマイザー	
						R-50 RMAX YH300	ノズル	
					7.5	MC-275 AYH-3 FAZER	アトマイザー	
					YH300 AYH-3			
さとうきび	病害虫防除	液剤散布	10 ~20	3 ~4	5	KG-135 KG-200	アトマイザー	
						R-50 RMAX YH300	ノズル	
					7.5	MC-275 AYH-3 FAZER	アトマイザー	
					YH300 AYH-3			

適用作物	作業名	散布方法	飛行速度 (km/hr)	飛行高度 (m)	飛行間隔 (m)	適用機種	散布装置の方式	備考
キャベツ	病害虫防除	液剤散布	10 ～20	3 ～4	5	KG-135 KG-200	アトマイザー	
						R-50 RMAX YH300	ノズル	
					7.5	MC-275 AYH-3 FAZER	アトマイザー	
					YH300 AYH-3			
30	5	10	RPH2	ノズル				
しょうが	病害虫防除	液剤散布	10 ～20	3 ～4	5	KG-135 KG-200	アトマイザー	
						R-50 RMAX YH300	ノズル	
					7.5	MC-275 AYH-3 FAZER	アトマイザー	
					YH300 AYH-3			
あずき	病害虫防除	液剤散布	10 ～20	3 ～4	5	KG-135 KG-200	アトマイザー	
						R-50 RMAX YH300	ノズル	
					7.5	MC-275 AYH-3 FAZER	アトマイザー	
					YH300 AYH-3			
アスパラガス	病害虫防除	液剤散布	10 ～20	3 ～4	5	KG-135 KG-200	アトマイザー	
						R-50 RMAX YH300	ノズル	
					7.5	MC-275 AYH-3 FAZER	アトマイザー	
					YH300 AYH-3			

適 用 作 物	作業名	散布方法	飛 行 速 度 (km/hr)	飛 行 高 度 (m)	飛 行 間 隔 (m)	適 用 機 種	散 布 装 置 の 方 式	備 考
ま つ (生立木)	病虫害 防除	液剤散布	10 ～20	3 ～4	5	KG-135 KG-200	アトマイザー	対象松林の梢 端が見える場 所で散布する。
						R-50 RMAX YH300	ノズル	
					7.5	MC-275 AYH-3 FAZER		
					YH300 AYH-3	アトマイザー		
やまのい も	病虫害 防除	液剤散布	10 ～20	3 ～4	5	KG-135 KG-200	アトマイザー	
						R-50 RMAX YH300	ノズル	
					7.5	MC-275 AYH-3 FAZER		
					YH300 AYH-3	アトマイザー		
		30	5	10	RPH2	ノズル		
ばれいし よ	病虫害 防除	液剤散布	10 ～20	3 ～4	5	KG-135 KG-200	アトマイザー	
						R-50 RMAX YH300	ノズル	
					7.5	MC-275 AYH-3 FAZER		
					YH300 AYH-3	アトマイザー		
		30	5	10	RPH2	ノズル		
かんしょ	病虫害 防除	液剤散布	10 ～20	3 ～4	5	KG-135 KG-200	アトマイザー	
						R-50 RMAX YH300	ノズル	
					7.5	MC-275 AYH-3 FAZER		
					YH300 AYH-3	アトマイザー		

適 用 作 物	作業名	散布方法	飛 行 速 度 (km/hr)	飛 行 高 度 (m)	飛 行 間 隔 (m)	適 用 機 種	散 布 装 置 の 方 式	備 考	
てんさい	病害虫 防除	液剤散布	10 ～20	3 ～4	5	KG-135 KG-200	アトマイザー		
						R-50 RMAX YH300	ノズル		
					7.5	MC-275 AYH-3 FAZER			
					YH300 AYH-3	アトマイザー			
					30	5	10		RPH2
日本芝	草丈の 伸長抑 制	液剤少量 散布	10 ～20	3 ～4	5	KG-135 KG-200	アトマイザー		
						R-50	ノズル		
					7.5	RMAX AYH-3			
					MC-275 FAZER				
					YH300 AYH-3	アトマイザー			
とうもろ こし	病害虫 防除	液剤散布	10 ～20	3 ～4	5	KG-135 KG-200	アトマイザー		
						R-50 RMAX YH300	ノズル		
					7.5	MC-275 AYH-3 FAZER			
					YH300 AYH-3	アトマイザー			
					30	5	10		RPH2
飼料用と うもろこ し	病害虫 防除	液剤少量 散布	10 ～20	3 ～4	5	KG-135 KG-200	アトマイザー		
						R-50	ノズル		
					7.5	RMAX AYH-3			
					MC-275 FAZER				
					YH300 AYH-3	アトマイザー			
			液剤散布	10 ～20	3 ～4	5	KG-135 KG-200	アトマイザー	
							R-50 RMAX YH300	ノズル	
						7.5	MC-275 AYH-3 FAZER		
						YH300 AYH-3	アトマイザー		

適 用 作 物	作業名	散布方法	飛 行 速 度 (km/hr)	飛 行 高 度 (m)	飛 行 間 隔 (m)	適 用 機 種	散 布 装 置 式 方 式	備 考
未成熟とうもろこし	病虫害防除	液剤散布	10 ～20	3 ～4	5	KG-135 KG-200	アトマイザー	
						R-50 RMAX YH300	ノズル	
					7.5	MC-275 AYH-3 FAZER	アトマイザー	
					YH300 AYH-3			
かぼちゃ	病虫害防除	液剤散布	10 ～20	3 ～4	5	KG-135 KG-200	アトマイザー	
						R-50 YH300	ノズル	
					7.5	RMAX AYH-3	アトマイザー	
						MC-275 AYH-3 FAZER		
						YH300 AYH-3		
にんじん	病虫害防除	液剤散布	10 ～20	3 ～4	5	KG-135 KG-200	アトマイザー	
						RMAX AYH-3	ノズル	
					7.5	MC-275 AYH-3 FAZER	アトマイザー	
						YH300 AYH-3		

- 注：(1) 飛行高度は、作物上の高さをいう。
(2) 飛行速度は、農薬登録上の使用量が確保できる範囲内で調整することをいう。
(3) 適用機種は、型式名により示している。
(4) 水稻の除草作業のうち滴下及び施肥作業の粒剤散布の飛行間隔は、散布資材の特性を考慮し調整すること。
(5) 適用機種のうち、RMAXには、RMAX、RMAX Type II及びRMAX Type II Gの3機種を含む。

	基 発 第 1454 号 昭和40年11月 1 日	改正	基 発 第 233 号 平成13年 3 月30日
改正	基 発 第 151 号 昭和49年 3 月25日	改正	基 発 0325第 6 号 平成23年 3 月25日
改正	基 発 第 671 号 昭和50年11月14日	改正	基 発 0301第 1 号 平成25年 3 月 1 日
改正	発 勞 徴 第 13 号 基 発 第 123 号 平成 3 年 3 月 1 日	改正	基 発 0801第14号 平成25年 8 月 1 日
改正	発 勞 徴 第 38 号 基 発 第 259 号 平成 3 年 4 月12日	改正	基 発 1118第 2 号 平成25年11月18日
改正	基 発 第 77 号 平成11年 2 月18日	改正	基 発 0930第 1 号 平成26年 9 月30日
改正	勞働省発勞徴第78号 基 発 第 695 号 平成11年12月 3 日	改正	基 発 0325第11号 平成27年 3 月25日

各都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律第 2 条の規定の施行について

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和40年法律第130号)第 2 条の規定の施行に伴い、労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令(昭和40年労働省令第18号)が本年 11 月 1 日から施行され、及び関係告示(昭和40年労働省告示第45号及び第46号)が行われたので、下記により、その施行事務処理に万全を期せられたい。

なお、今次改正省令については、労働者災害補償保険審議会の答申(別添)において、特に制定及び施行にあたっての基本的態度が明らかにされているので、その趣旨を十分に体して、事務処理に当たられたい。

記

第 1 (削除)

第2 特別加入

1 趣旨

労災保険は、労働者の業務災害に対する補償を本来の目的としているが、業務の実情、災害の発生状況等に照らし、実質的に労働基準法適用労働者に準じて保護するにふさわしい者に対し、労災保険の適用を及ぼそうとするものである。

2 特別加入者の範囲

特別加入をすることができる者の範囲については、全面適用を目途とする中小事業の保険加入の促進と事務組合の普及に資するため、一定の中小事業主とその事業に従事する者をその対象とするほか、特に自営業者については、業務の危険度、業務の範囲の明確性ないし特定性(業務上外の認定等保険関係の技術的処理の可能性)等を考慮し、その範囲を定めたものである。その具体的範囲は次のとおりである。

(1) 中小事業主等(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「法」という。)第33条第1号及び第2号)

イ 中小事業主(法第33条第1号、労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年労働省令第22号。以下「則」という。)第46条の16)

特別加入をすることができる中小事業主は、常時300人(金融業、保険業、不動産業、又は小売業を主たる事業とする事業主にあつては50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主にあつては100人)以下の労働者を使用する事業主であつて、事務組合に労働保険事務の処理を委託するもの(事業主が法人その他の団体であるときは、代表者)である。

(イ) 事業主の使用労働者数の算定は、事務組合に労働保険事務の処理を委託することができる事業主の場合と同様、その使用する労働者の総数が、常時300人(金融業、保険業、不動産業又は小売業を主たる事業とする事業主にあつては50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主にあつては100人)以下の事業主である。なお、2以上の事業を行う事業主にあつては、各事業の使用労働者数を合計した数によって判断すべきことはいふまでもない。したがって、個々の事業の使用労働者数が常時300人、50人又は100人以下であっても、使用労働者の総数が常時300人、50人又は100人をこえるときは、その事業主は、特別加入をすることができない。

(ロ) 常時300人、50人又は100人以下の労働者を使用する事業主には、通年1人の労働者を使用する事業主はもちろんのこと、労働者の通年雇用を行わない事業主であっても、年間において相当期間にわたり労働者を使用することを常態とするものも含まれるが、労働者についての保険加入を前提とする制度の趣旨及び法第33条第3号の規定との関連からいって、労働者を使用しないことを常態とする事業主は含まれない。

(ハ) 数次の請負による建設の事業の下請事業を行う事業主も、特別加入の趣旨から、法第33条第1号の「事業主」として取り扱うこととする。

(ニ) 金融業、保険業、不動産業、卸売業、小売業又はサービス業の業種の区分については、日本標準産業分類によることとする。この場合、清掃業、火葬業、と畜業、

自動車修理業及び機械修理業はこれらの業種に含めないで取り扱うこととする。なお、2以上の異種事業を行う事業主にあつては、それぞれの事業に使用する労働者数を考慮して、いずれの業種に属するかを判断するものとする。

ロ 中小事業主が行う事業に従事する者

事業に従事する者とは、労働者以外の者で事業に常態として従事する者を予定したものである。事業主が法人である場合にあつては、代表者以外の役員のうち、労働者に該当しないものも、これに含まれる。なお、法人役員一般の取扱いについては、昭和39年3月3日付け基発第273号通達を廃止し、改めて別途通達する（昭和40年11月15日付け基災発第18号記の第2の1(2)参照。）。

(2) 一人親方その他の自営業者とその事業に従事する者(法第33条第3号及び第4号)

イ 一人親方その他の自営業者(則第46条の17)

一人親方その他の自営業者であつて特別加入をすることができる者は「自動車を使用して行う旅客又は貨物の運送の事業」、「建設の事業(土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、原状回復、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業をいう。以下同じ。）」、「漁船による水産動植物の採捕の事業」、「林業の事業」、「医薬品の配置販売の事業」、「再生利用の目的となる廃棄物等の収集、運搬、選別、解体等の事業」又は「船員法第1条に規定する船員が行う事業」を労働者を使用しないで行うことを常態とする者である。

労働者を使用しないで行うことを常態とする者は、前記(1)イ(ロ)により常時労働者を使用する者以外の者をいうものとして取り扱う。したがって、たまたま臨時に労働者を使用することがあつても妨げない。

(イ) 自動車を使用して行う旅客又は貨物の運送の事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者には、通常個人タクシー業者及び個人貨物運送業者が該当する。

(ロ) 建設の事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者には、大工、左官、とび、石工等いわゆる一人親方が該当するが、特に職種は限定しないこととする。

(ハ) 漁船による水産動植物の採捕の事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者は、漁船に乗り組んでその事業を行う者に限られる。

(ニ) 林業の事業、医薬品の配置販売の事業又は再生利用の目的となる廃棄物等の収集、運搬、選別、解体等の事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者については、別途通達する(昭和51年9月29日付け労働省発労徴第60号・基発第697号通達の記の1(2)及び昭和55年3月31日付け労働省発労徴第22号・基発第156号通達(6(2)チにおいて「昭和55年通達」という。)の記の2(1)イ参照)。

ロ 一人親方その他の自営業者が行う事業に従事する者

労働者以外の者で当該事業に常態として従事する者を予定したものである。

(3) 特定作業従事者(法第33条第5号)

イ 特定農作業従事者(則第46条の18第1号イ)

別途通達する(平成3年4月12日付け労働省発労徴第38号・基発第259号通達(以下「平成3年通達」という。)の記の第1の2(1)及び(2)参照)。

ロ 指定農業機械作業従事者(則第46条の18第1号ロ)

小規模農家を含めた自営農業者については、その業態の特殊性、災害発生状況が的確に把握されていない現状等を考慮し、重度の障害を起こす危険度が高いと認められる種類の農業機械を使用する一定の農作業に従事する者に限ることとした。

(イ) 対象となる農業機械は、動力耕うん機その他の農業用トラクター、動力溝掘機、自走式田植機、自走式防除用機械、自走式収穫用機械、自走式運搬用機械、動力揚水機、動力草刈機、動力カッター、動力摘採機、動力脱穀機、動力剪定機、動力剪枝機、チェーンソー、単軌条式運搬機、コンベヤー、回転翼航空機であつて構造上人が乗ることができないもの（農薬、肥料、種子若しくは融雪剤の散布又は調査に用いるものに限る。）である（昭和40年労働省告示第46号）。

(ロ) 指定農業機械を使用する農作業の範囲は、土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽培若しくは採取の作業に限られ、養蚕、養畜等の作業を含まない。

ハ 職場適応訓練生（則第46条の18第2号イ）

別途通達する（昭和41年12月26日付け基災発第29号通達参照）。

ニ 事業主団体等委託訓練生（則第46条の18第2号ロ）

別途通達する（平成元年3月23日付け労働省発労徴第19号・基発第135号通達（以下「平成元年通達」という。）の記の第2の2（1）参照）。

ホ 家内労働者（則第46条の18第3号）

別途通達する（昭和45年10月12日付け基発第742号通達（以下「昭和45年通達」という。）の記の2の（3）、昭和49年3月23日付け労働省発労徴第17号・基発第142号通達の記の3及び昭和50年3月29日付け基発第174号通達の記の4参照）。

ヘ 労組常勤役員（則第46条の18第4号）

別途通達する（平成3年通達の記の第2の2（1）、（2）及び（3）参照）。

ト 介護作業従事者（則第46条の18第5号）

別途通達する（平成13年3月30日付け基発第233号通達（以下「平成13年通達」という。）の記の第2の2（1）及び（2）参照）。

(4) 海外派遣者（法第33条第6号及び第7号）

別途通達する（昭和52年3月30日付け労働省発労徴第21号・基発第192号通達（以下「昭和52年通達」という。）の記の10参照）。

3 中小事業主等の特別加入手続

(1) 事務組合に対する労働保険事務の処理の委託（法第33条第1号）

特別加入をすることができる中小事業主は、事務組合に対し労働保険事務の処理を委託する者に限られる。

(2) 加入申請（法第34条、則第46条の19、告示様式第34号の7）

イ 中小事業主の特別加入は、その使用する労働者に関して成立する保険関係を基礎とし、かつ、労働者以外でその事業に従事する者との包括加入を前提として認められるものであるから、任意適用事業にあつては、労働者について任意加入の申込みをしないままに中小事業主のみ特別加入することはできない。なお、任意加入の申込みと特別加入の申請とは同時に行うことができる。

ロ 同一の中小事業主が2以上の事業についてそれぞれ保険加入をし、事務組合に労働保険事務の処理を委託しているときは、当該事業主及びその事業に従事する者は、1の事業のみについて特別加入することができるのはいうまでもないが、2以上の事業について重ねて特別加入をすることも妨げない。

ハ 中小事業主の行う事業に従事する者は、当該中小事業主とともに包括加入することになるが、その具体的範囲は附款及び申請書により確定することとし、申請書に登載されていない者は、特別加入者として扱わない。もちろん、申請書に登載されていても、法第33条第2号に該当しない者は、特別加入者として扱うことはできない。

したがって、中小事業主及びその事業に従事する者に異動等があった場合には、その旨を遅滞なく、届け出るよう指導されたい(則第46条の19第6項、告示様式第34号の8)。

(3) 業務の内容(則第46条の19第1項第3号、告示様式第34号の7)

中小事業主及びその事業に従事する者については、その業務の範囲を明確にし、業務上外の認定の適正を期するため、申請書について、各人の業務の内容を具体的に明記させるよう指導されたい。

(4) 特別加入の承認等の手続

イ 承認通知

特別加入の申請に対する所轄都道府県労働局長の承認は、当該申請の日の翌日から起算して30日の範囲内において申請者が加入を希望する日とすることとし、その通知は、別添1の通知書(特様式第1号)により行うこととする。

ロ 不承認通知

特別加入の申請に対する不承認通知は、別添2の通知書(特様式第3号)により行うこととする。

ハ 変更通知

則第46条の19第6項(則第46条の23第4項及び則第46条の25の2第2項により準用する場合を含む。)により届出のあった事項のうち、加入時健康診断を必要とする特別加入者の行う業務内容の変更及び特別加入者の追加については、当初の特別加入の承認の内容の要素となる事項の変更であり、当該当初の特別加入の承認の変更決定がなされない限り効果が生じないため、所轄都道府県労働局長は、当該変更内容を適当と認めるときは、当該届出の日の翌日から起算して30日の範囲内において当該届出を行う者が変更を希望する日付けにより承認内容変更決定を行うこととする。なお、その通知については、当分の間、別添1の通知書(特様式第1号)により行うこととする。

ニ 変更内容の不承認

上記ハの場合において、所轄都道府県労働局長が当該変更内容を不相当と認めるときは、その旨の通知を別添2の通知書(特様式第3号)により行うこととする。

4 一人親方その他の自営業者とその事業に従事する者の特別加入手続

(1) 一人親方その他の自営業者とその事業に従事する者(以下「一人親方等」という。)の特別加入については、一人親方その他の自営業者の団体を任意適用事業主とみなし、一人

親方等を労働者とみなして、任意適用事業の保険関係と全く同じ仕組みによることとしている(法第35条第1項第1号以下)。この場合において、当該団体は、すべて継続事業として取り扱うこととする。なお、当該団体の要件等については、後記6(2)によられたい。

(2) 加入申請(法第35条第1項、則第46条の23、告示様式第34号の10)

一人親方等の特別加入手続に関し、特に留意すべき事項は、次のとおりである。

イ 加入者(則第46条の23第1項第4号)

一人親方等についても、前記3(2)ハと同様に、保険関係の有無は附款及び申請書により確定することとし、特別加入団体構成員又はその構成員の行う事業に従事する者であっても、申請書に登載されていない者は、特別加入者として取り扱わない。もちろん、申請書に登載されていても、法第33条第3号及び第4号に該当しない者は、特別加入者として取り扱うことはできない。

したがって、一人親方等に異動があった場合には、その旨を遅滞なく届け出るよう指導されたい(則第46条の23第4項、告示様式第34号の8)。

ロ 業務の内容(則第46条の23第1項第4号、告示様式第34号の10)

一人親方等については、その業務の範囲を明確にし、業務上外の認定の適正を期するため、申請書について各人の業務又は作業の内容を具体的に明記させるよう指導されたい。

ハ 業務災害防止措置(則第46条の23第2項)

一人親方等については、その災害防止についての規制措置が未整備であり、そのままの状態では特別加入を認め、補償を行うことには問題がある。このため、一人親方その他の自営業者の団体に対しては、あらかじめ業務災害の防止に関し当該団体が講ずべき措置及び一人親方等が守るべき事項を定めなければならないこととしている。これらの措置及び事項について定めがない場合には、特別加入の承認をしないこととする。

ニ 従来の一人親方団体の取扱いについて

特別加入制度の創設に伴い、従来擬制して保険関係の成立を認めてきた建設の事業の一人親方の団体については、可及的すみやかに新制度に移行させるよう指導されたい。

(3) 特別加入の承認等の手続

上記3(4)と同様とする。

5 特定作業従事者及び海外派遣者の特別加入手続

特定作業従事者及び海外派遣者の加入手続は、次のことを除いて、一人親方等の手続と同様である。

(1) 特定農作業従事者

別途通達する(平成3年通達の記の第1の2(4)参照)。

(2) 指定農業機械作業従事者

イ 災害防止措置

加入申請書に添付させるべき業務災害防止措置の内容を記載した書類に関し、一般的事項を別途通達する。

ロ 労働者に係る保険関係成立手続の確保

特別加入申請書に記載される特別加入予定者が、当該特別加入に係る事業につき労働者を使用していることが明らかとなった場合は、既に労働者に係る保険関係成立届が提出されている場合を除き、特別加入の申請又は特別加入者の追加に関する上記の3の(4)のハと同時に労働者に係る保険関係成立届を提出させることとし、提出がなされない場合は特別加入の承認又は上記の3の(4)のハに基づく承認内容変更決定を行わないこと。

(3) 職場適応訓練生

職場適応訓練の作業が他の労働者の作業とともに行われるのが通常であり、かつ、当該事業場には労働基準法、労働安全衛生規則等が適用されるので、加入申請書における作業内容の記載及び業務災害防止措置の内容を記載した書類の添付を要しないものとして取り扱われたい。

(4) 事業主団体等委託訓練生

別途通達する(平成元年通達の記の第2の2(2)参照)。

(5) 家内労働者

別途通達する(昭和45年通達の記の3参照)。

(6) 労組常勤役員

別途通達する(平成3年通達の記の第2の2(5)参照)。

(7) 介護作業従事者

別途通達する(平成13年通達の記の第2の2(3)参照)。

(8) 海外派遣者

別途通達する(昭和52年通達の記の10(2)参照)。

6 特別加入承認の基準

(1) 中小事業主等の場合

中小事業主等については、当該事業の労働保険事務が事務組合に委託されることのほか、特別加入の承認について特段の制約はないが、当該事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする事業主及びその事業に従事する者については、制度の趣旨及び法第33条第3号との関連からいって、加入を認めないこととする(前記2(1)イ(ロ)参照)。

(2) 一人親方等及び特定作業従事者の場合

一人親方等及び特定作業従事者の特別加入の承認は、次のすべての基準に適合する場合に行う。

イ 加入申請者たる団体は、一人親方その他の自営業者又は特定作業従事者の相当数を構成員とするものであること(連合団体は、これに該当しない)。これに一応該当するものとしては、例えば、全国個人タクシー連合会加盟の単位団体、従来から擬制加入を認めてきた建設の事業の一人親方団体、漁業協同組合、農業協同組合等が考えら

れる。なお、職場適応訓練生の団体については、別途通達する（昭和41年12月26日付け基災発第29号参照。）。

- ロ 当該団体は、法人であると否とを問わないが、構成員の範囲、構成員たる地位の得喪の手續等が明確であることその他団体の組織運営方法等が整備されていること。
- ハ 当該団体の事業内容が労働保険事務の処理を可能とするものであること。
- ニ 当該団体の事務体制、財務内容等からみて、労働保険事務を確実に処理する能力があると認められること。
- ホ 当該団体の地区が、その主たる事務所の所在地を中心として労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和47年労働省令第8号。以下「徴収則」という。）第6条第2項第4号に定める区域に相当する区域をこえないものであること。
- ヘ 加入申請書の添付書類に記載する業務又は作業の内容は、次の範囲内において各人の業務又は作業の具体的内容を明らかとするものであること。なお、職場適応訓練生については、前記5(3)のとおりであること。
 - (イ) 自動車を使用して行う旅客の運送の事業を行う者及びその事業に従事する者にあつては、免許を受けた事業の範囲内において旅客を運送するために事業用自動車を運転する業務
 - (ロ) 自動車を使用して行う貨物の運送の事業を行う者及びその事業に従事する者にあつては、免許を受けた事業の範囲内において貨物を運送するために事業用自動車を運転する業務（運転補助業務を含む。）及びこれに直接附帯する貨物取扱いの業務
 - (ハ) 建設の事業を行う者及びその事業に従事する者にあつては、その者の職種の範囲内において請負契約の目的たる仕事完成のために行う業務
 - (ニ) 漁船による水産動植物の採捕の事業を行う者及びその事業に従事する者にあつては、水産動植物の採捕のために漁船に乗り組んで行う業務
 - (ホ) 指定農業機械作業従事者にあつては、その使用する農業機械の種類
- ト 一人親方その他の自営業者の団体及び特定作業従事者の団体が定めるべき業務災害の防止に関する措置については、次のとおり取り扱うこと。
 - (イ) 自動車を使用して行う旅客又は貨物の運送の事業にあつては、道路交通法（昭和35年法律第105号）、道路運送法（昭和26年法律第183号）、道路運送車輛法（昭和26年法律第185号）等により安全に関する規制が行われているので、業務災害の防止に関する措置の内容を記載した書類の添付は原動機付自転車を使用するバイク便事業者がいない団体に限り、必ずしも必要でない。
 - (ロ) 漁船による水産動植物の採捕の事業にあつては、乗組員の選任、船内作業の安全衛生その他漁船の航行の管理に関する事項を含むものであること。
 - (ハ) 建設の事業及び特定作業従事者の作業については、別途通達するところによること（昭和40年12月11日付け基災発第20号参照。）。
- チ 再生資源取扱業の一人親方等については、別途通達する（昭和55年通達の記の2(1)ロ及びハ参照）。

7 特別加入の制限(法第35条第2項、則第46条の19第3項等)

一人親方等及び特定作業従事者については、一定の加入制限がある。すなわち、旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業、建設の事業、漁船漁業、指定農業機械作業及び職場適応訓練作業の区分により、同種の事業又は作業については、2以上の団体の構成員となっても、重ねて特別加入することができない。異種の事業又は作業について2以上の団体に属し、重ねて特別加入することは差し支えない。

また、特別加入を希望する者のうち一定の者について特別加入をする際に健康診断の受診を義務付け、健診結果によっては特別加入を制限することとなっているが、これについては別途通達する(昭和62年3月30日付け基発第175号通達参照)。

さらに、指定農業機械作業従事者及び特定農作業従事者のうち労働者を使用する者については、当該労働者に係る保険関係成立届を提出しない場合に特別加入を制限することとなっている(上記5(2)ロ及び平成3年通達の記の第1の2(4)へ参照)。

なお、指定農業機械作業従事者、特定農作業従事者及び農業の中小事業主等に係る3つの特別加入の関係については、平成3年通達の記の第1の3(2)を参照されたい。

8 特別加入者たる地位の消滅

(1) 脱退(法第34条第2項、法第35条第3項、法第36条第2項、則第46条の21、則第46条の25の3、告示様式第34号の8、告示様式第34号の12)

イ 特別加入した中小事業主は、政府の承認を受けて脱退することができる。脱退の承認申請は、特別加入の承認申請の場合と同様に、労働者以外の者で当該事業に従事する者を包括して行われなければならない。なお、脱退の承認の通知は、別添3の通知書(特様式第1号の2)により、承認年月日は当該特別加入の脱退の申請の日から起算して30日の範囲内において申請者が脱退を希望する日とする。脱退の承認があったときは、当該承認の日の翌日に特別加入者たる地位が消滅するものとして取り扱う。また、脱退の不承認の通知は、別添4の通知書(特様式第3号の2)により行うこと。

ロ 特別加入した一人親方等、特定作業従事者及び海外派遣者についても、上記イと同様である。

(2) 特別加入承認の取消し等(法第34条第3項、法第35条第4項、法第36条第2項、則第46条の22、則第46条の25、則第46条の25の3)

中小事業主又は一人親方その他の自営業者若しくは特定作業従事者の団体若しくは海外派遣者が、労災保険法又は同法施行規則の規定に違反した場合において、政府が特別加入の承認を取り消し、又は保険関係の消滅をさせたときは、特別加入者たる地位はその時に消滅する。

特別加入の承認の取消又は保険関係の消滅の通知は、別添5の通知書(特様式第4号)により行うこと。

(3) 自動消滅

イ 特別加入者が法第33条各号に掲げる者に該当しなくなったときは、それらの者に該当しなくなった時に特別加入者たる地位は、自動的に消滅する。

ロ 中小事業主等の特別加入は、その使用する労働者について成立している保険関係の存続を前提として認められるものである(法第34条第1項)から、当該保険関係が消滅

したときは、その消滅の日に特別加入者たる地立も、自動的に消滅する。

ハ 一人親方等及び特定作業従事者は、これらの者が特別加入に係る団体の構成員又はその構成員の行う事業に従事する者である限りにおいて特別加入を認められるものである(法第35条第1項)から、当該団体の構成員である特別加入者が当該団体の構成員でなくなったときは、その団体の構成員でなくなった時にその者及びその者の行う事業に従事する者の特別加入者たる地位は、自動的に消滅する。

ニ 一人親方等又は特定作業従事者の団体の解散があったときは、その解散の日の翌日に特別加入者たる地位は、自動的に消滅する。

9 業務上外の認定(法第37条、則第46条の26)

特別加入者の業務又は作業(職場適応訓練作業を除く。)の内容は、労働者の場合と異なり、労働契約に基づく他人の指揮命令により他律的に決まるものではなく、本人自身の判断によっていわば主観的に決まる場合が多いから、その業務又は作業の範囲を確定することが通常困難である。このことは、法第33条第1号及び第3号該当者において特に著しい。

このため、特別加入者の業務災害については、一般的な基準の設定が本省局長に委任されたのであり、特別加入者についての業務上外の認定は、加入申請書記載の業務又は作業の内容を基礎とし、本省局長作成の基準に従って行うこととなる。この基準については、別途通達する(昭和40年12月6日付け基発第1591号参照。)

10 保険給付

(1) 特別加入者も労働者とみなされ、法第3章第1節及び第2節並びに第3章の2の規定による保険給付等を受けることができるが、休業補償給付については、所得喪失の有無にかかわらず、療養のため「業務遂行性が認められる範囲の業務又は作業について」全部労働不能であることがその支給事由となるものである。

(注) 全部労働不能とは入院中又は自宅就床加療中若しくは通院中であって、上記の業務遂行性が認められる範囲の業務又は作業ができない状態をいう。

たとえば、建設業の一人親方が請負工事現場(自家内作業場を含む。)における作業及び請負契約のための下見等業務遂行性が認められる行為が行えないことが客観的に認められる場合は、休業補償給付が支給されることとなる。

(2) 保険給付を受ける権利は、その者が特別加入者でなくなっても、変更されない(法第34条第4項、法第35条第5項、法第36条第2項)。

11 給付基礎日額(法第34条第1項第3号、法第35条第1項第6号、法第36条第1項第2号、則第46条の20、則第46条の24、則第46条の25の3)

(1) 特別加入者は賃金を受けないので、その給付基礎日額は、厚生労働大臣が定めることとされているが、具体的には、3,500円、4,000円、5,000円、6,000円、7,000円、8,000円、9,000円、10,000円、12,000円、14,000円、16,000円、18,000円、20,000円、22,000円、24,000円及び25,000円のうちから、都道府県労働局長が定める(則第1条第1項)。なお、家内労働者等については、当分の間、2,000円、2,500円及び3,000円の給付基礎日

額も認められる(労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成5年労働省令第5号)附則第2条第3項)。

- (2) 給付基礎日額については、事務簡素化の見地からは、事務組合又は一人親方その他の自営業者若しくは特定作業従事者の団体ごとに額が統一されることが望ましいが、具体的決定にあたっては、特別加入者の希望を考慮し、実情に即するよう配慮されたい(告示様式第34号の7、告示様式第34号の10、告示様式第34号の11)。
- (3) 給付基礎日額は、加入承認時における決定の後、必要に応じて改定することもできるが、少なくとも1年間は固定しておくこととし、改定にあたっては、あらためて希望を徴することとする。

12 支給制限

支給制限については、特別加入者が、労働者とみなされることにより、法第12条の2の2の規定が適用される。具体的な運用の基準については、別途通達する(昭和40年12月6日付け基発第1591号通達の記の第2参照)。

13 保険料

(1) 保険料率

- イ 中小事業主等については、それらの者がその事業に使用される労働者とみなされるから、当然、その事業についての保険料率が適用される。
- ロ 100人以上の労働者を使用する継続事業に対するメリット制の適用にあたっては、その事業について特別加入した中小事業主等も労働者数に算入される。
- ハ 一人親方等及び特定作業従事者については、一人親方その他の自営業者及び特定作業従事者の団体ごとに徴収則別表第5(第2種特別加入保険料率表)に定める保険料率が適用される(徴収則第23条)。

(2) (略)

(3) 保険料の納付

- イ 特別加入の承認を受けた中小事業主等は、その事業に使用される労働者とみなされるので、中小事業主は労働者とみなされる中小事業主自身及びその事業に従事する者に係る部分の保険料とその事業の本来の労働者に係る部分の保険料とを一括して納付する義務を負う。
- ロ 一人親方等及び特定作業従事者に係る保険料については、特別加入の承認を受けたこれらの者の団体が任意適用事業及びその事業主とみなされ、かつ、これらの者は当該事業に使用される労働者とみなされるので、当該団体が事業主としてその納付義務を負う。団体のみが直接かつ最終的な納付義務者となるわけであるから、納付の督促、延滞金の賦課滞納処分等の保険料徴収に関する措置は、団体に対してのみ行うことができる。なお、当該団体が構成員等から保険料相当額をいかなる方法で徴収するかは、団体の内部問題である。

労働者災害補償保険 特別加入承認通知書
特別加入者の給付基礎日額決定

別添 1

(枚の内 1 枚目)

労働保険番号	府 県	所 掌	管 轄	基 幹 番 号				枝 番 号				承認番号	

事務組合・事業又は団体の名称

年 月 日 付けで申請・届出のあった
の特別加入については、下記の附款を附して
年 月 日 から別紙のとおり承認します。
ただし、下記の者については、特別加入を認めません。

特別加入を認めない者の氏名	特別加入を認めない理由

特別加入者に係る給付基礎日額については、
年 月 日 から別紙のとおり決定します。

年 月 日

労働局長 印

殿

※ 附 款

- 以下の事由が生じた場合は、特別加入に関する変更届を労働局長（所轄労働基準監督署長経由）に届出を行うこと。届け出た日の翌日以降30日以内の希望する日から、労働者災害補償保険法所定の効果を生じます。（加入時健康診断が必要な者は、所轄局長の承認が必要です。）
ア 承認された者について、①氏名②従事する業務内容又は作業内容③事業主又は一人親方との関係を変更したとき
イ 新たに特別加入者の要件に該当する者が生じた場合
ウ 特別加入者の要件に該当しなくなった者がいる場合（全員が脱退する場合を除く）
- 届出がない場合又は届出があっても災害が生じた後に届出がなされた場合には、上記の効果は生じません。
- 家内労働者については、当該承認の日に属する保険年度の末日までの期限付き承認となります。

この決定に不服がある場合には、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。（決定があった日から1年を経過した場合を除きます。）
この決定に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。（決定があった日から1年を経過した場合を除きます。）
ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）

保険給付の対象についての留意点

特別加入された方が被災した場合、その災害が保険給付の対象となるか否かは、厚生労働省労働基準局長が定めた基準により認定することとなっており、この基準ではおよそ次のものが保険給付の対象となります。

また、特別加入前に発生した事由による負傷、疾病等に関しては、保険給付等が行われません。

なお、疾病の判断のために、就業時間を証明するものが必要となる場合があります。

中小事業主の方々の場合

保険給付の対象となるのは、当該事業に所属する労働者が行う業務に準じた業務による災害です。したがって、次の業務による災害は保険給付の対象となりません。

特別加入申請書の業務の内容欄に記載された所定労働時間外に行う業務
（ただし、当該事業場の労働者が時間外労働を行っている時間の範囲内であるものを除く。）

中小事業主等の特別加入者が、事業主の立場において行う事業主本来の業務
（例えば、役員会議、事業主団体の会議への出席等。）

一人親方等の方々の場合

保険給付の対象となるのは、その従事する事業又は作業の種類ごとに決められた行為による災害に限られています。例えば、建設の事業に特別加入した方が店頭で販売することを目的に自家内作業場において製品を製造中に被った災害は保険給付の対象となりません。

海外派遣者の方々の場合

保険給付の対象となるのは、国内において労働者が被った災害と同じものです。したがって、例えば、第三者の一方的な加害行為による災害、戦争の巻き添え災害、特定の地域においては誰でも感染するような伝染病や風土病に罹り病した場合等については一般に保険給付の対象にはなりません。

なお、詳しくは最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

労働者災害補償保険 特別加入不承認通知書

別添2

労働保険番号	府	県	所	管	轄	基 幹 番 号					枝 番 号	
(枚の内 1 枚目)												
事務組合・事業 又は団体の名称												
<p>年 月 日 付けで申請のあった の特別加入については、下記の理由により承認しません。</p>												
承認しない理由												
<p>年 月 日 付けで届出のあった者のうち、 下記の者についての特別加入は認めません。</p>												
特別加入を認めない者の氏名						特別加入を認めない理由						
<p>年 月 日</p>												
										労働局長 印		
殿												

この決定に不服がある場合には、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。(決定があった日から1年を経過した場合を除きます。)

この決定に対する取消訴訟は、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。(決定があった日から1年を経過した場合を除きます。)

ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。(裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。)

労働者災害補償保険 特別加入脱退承認通知書

別添3

労働保険番号	府	県	所	管	基 幹 番 号						枝 番 号		承認番号	
事務組合・事業 又は団体の名称														
<p>年 月 日 付けで申請のあった</p> <p>の特別加入脱退については、</p> <p>年 月 日 から別紙のとおり承認します。</p>														
<p>_____ 年 月 日</p> <p>_____</p> <p style="text-align: right;">_____ 労働局長 印</p> <p style="text-align: center;">_____ 殿</p>														

この決定に不服がある場合には、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。（決定があった日から1年を経過した場合を除きます。）

この決定に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。（決定があった日から1年を経過した場合を除きます。）

ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、取消訴訟は、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。（判決があった日から1年を経過した場合を除きます。）

労働者災害補償保険 特別加入脱退不承認通知書

別添 4

労働保険番号	府 県	所 掌	管 轄	基 幹 番 号					枝 番 号			
事務組合・事業 又は団体の名称												
<p>年 月 日 付けで申請のあった</p> <p>の特別加入脱退については、下記の理由により承認しません。</p>												
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">承認しない理由</td> <td></td> </tr> </table>											承認しない理由	
承認しない理由												
<p>年 月 日</p>												
										労働局長 印		
<p>殿</p>												

この決定に不服がある場合には、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。（決定があった日から1年を経過した場合を除きます。）

この決定に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。（決定があった日から1年を経過した場合を除きます。）

ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）

労働者災害補償保険 中小事業主等 一人親方等 特別加入承認取消通知書
海外派遣者

別添5

労働保険番号	府	県	所	管	轄	基 幹 番 号				枝 番 号			承認番号	
事業場の名称 又は団体の名称														
事業場の所在地 又は団体の所在地														
保険加入者の氏名 又は団体の代表者氏名														
<p>年 月 日 付けで承認した上記に係る</p> <p>の特別加入について、労災保険法 の規定により</p> <p>年 月 日 付けをもって取消したので通知します。</p>														
承認取消理由														
<p>年 月 日</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p style="text-align: right;">労働局長 印</p> <p style="text-align: center;">殿</p>														

この決定に不服がある場合には、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。（決定があった日から1年を経過した場合を除きます。）

この決定に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。（決定があった日から1年を経過した場合を除きます。）

ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）

新旧対照表

○ 昭和40年11月1日付け基発第1454号「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律第2条の規定の施行について」

改正後	現行
<p>第1 (削除)</p> <p>第2 特別加入</p> <p>1 (略)</p> <p>2 特別加入者の範囲</p> <p>特別加入をすることができる者の範囲については、全面適用を目途とする中小事業の保険加入の促進と事務組合の普及に資するため、一定の中小事業主とその事業に従事する者をその対象とするほか、特に自営業者については、業務の危険度、業務の範囲の明確性ないし特定性(業務上外の認定等保険関係の技術的処理の可能性)等を考慮し、その範囲を定めたものである。その具体的範囲は次のとおりである。</p> <p>(1) 中小事業主等(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「法」という。))第33条第1号及び第2号)</p> <p>イ 中小事業主(法第33条第1号、労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年労働省令第22号。以下「則」という。))第46条の16)</p> <p>特別加入をすることができる中小事業主は、常時300人(金融業、保険業、不動産業、又は小売業を主たる事業とする事業主にあつては50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主にあつては100人)以下の労働者を使用する事業主であつて、事務組合に労働保険事務の処理を委託するもの(事</p>	<p>第1 (削除)</p> <p>第2 特別加入</p> <p>1 (略)</p> <p>2 特別加入者の範囲</p> <p>特別加入をすることができる者の範囲については、全面適用を目途とする中小事業の保険加入の促進と事務組合の普及に資するため、一定の中小事業主とその事業に従事する者をその対象とするほか、特に自営業者については、業務の危険度、業務の範囲の明確性ないし特定性(業務上外の認定等保険関係の技術的処理の可能性)等を考慮し、その範囲を定めたものである。その具体的範囲は次のとおりである。</p> <p>(1) 中小事業主等(法第33条第1号及び第2号)</p> <p>イ 中小事業主(法第33条第1号、則第46条の16)</p> <p>特別加入をすることができる中小事業主は、常時300人(金融業、保険業、不動産業、又は小売業にあつては50人、卸売業又はサービス業にあつては100人)以下の労働者を使用する事業主であつて、事務組合に労働保険事務の処理を委託するもの(事業主が法人その他の団体であるときは、代表者)であ</p>

業主が法人その他の団体であるときは、代表者)である。

(イ) 事業主の使用労働者数の算定は、事務組合に労働保険事務の処理を委託することができる事業主の場合と同様、その使用する労働者の総数が、常時300人(金融業、保険業、不動産業又は小売業を主たる事業とする事業主にあつては50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主にあつては100人)以下の事業主である。なお、2以上の事業を行う事業主にあつては、各事業の使用労働者数を合計した数によって判断すべきことはいうまでもない。したがって、個々の事業の使用労働者数が常時300人、50人又は100人以下であっても、使用労働者の総数が常時300人、50人又は100人をこえるときは、その事業主は、特別加入をすることができない。

(ロ)～(ハ) (略)

(ニ) 金融業、保険業、不動産業、卸売業、小売業又はサービス業の業種の区分については、日本標準産業分類によることとする。この場合、清掃業、火葬業、と畜業、自動車修理業及び機械修理業はこれらの業種に含めないで取り扱うこととする。なお、2以上の異種事業を行う事業主にあつては、それぞれの事業に使用する労働者数を考慮して、いずれの業種に属するかを判断するものとする。

る。

(イ) 事業主の使用労働者数の算定は、第1の4(1)イと同様である。したがって、個々の事業の使用労働者数が常時300人、50人又は100人以下であっても、使用労働者の総数が常時300人、50人又は100人をこえるときは、その事業主は、特別加入をすることができない。

(ロ)～(ハ) (略)

(ニ) 金融業、保険業、不動産業、卸売業、小売業又はサービス業の業種の区分については、第1の4(1)ロに準じて判断するものとする。

ロ 中小事業主が行う事業に従事する者

事業に従事する者とは、労働者以外の者で事業に常態として従事する者を予定したものである。事業主が法人である場合にあっては、代表者以外の役員のうち、労働者に該当しないものも、これに含まれる。なお、法人役員一般の取扱いについては、昭和39年3月3日付け基発第273号通達を廃止し、改めて別途通達する（昭和40年11月15日付け基災発第18号記の第2の1（2）参照。）。

(2) 一人親方その他の自営業者とその事業に従事する者（法第33条第3号及び第4号）

イ 一人親方その他の自営業者（則第46条の17）

一人親方その他の自営業者であって特別加入をすることができる者は「自動車を使用して行う旅客又は貨物の運送の事業」、「建設の事業（土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、原状回復、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業をいう。以下同じ。）」、「漁船による水産動植物の採捕の事業」、「林業の事業」、「医薬品の配置販売の事業」、「再生利用の目的となる廃棄物等の収集、運搬、選別、解体等の事業」又は「船員法第1条に規定する船員が行う事業」を労働者を使用しないで行うことを常態とする者である。

労働者を使用しないで行うことを常態とする者は、前記(1)イ(ロ)により常時労働者を使用する者以外の者をいう

ロ 中小事業主が行う事業に従事する者

事業に従事する者とは、労働者以外の者で事業に常態として従事する者を予定したものである。事業主が法人である場合にあっては、代表者以外の役員のうち、労働者に該当しないものも、これに含まれる。なお、法人役員一般の取扱いについては、昭和39年3月3日付け基発第273号通達を廃止し、改めて別途通達する。

(2) 一人親方その他の自営業者とその事業に従事する者（法第33条第3号及び第4号）

イ 一人親方その他の自営業者（則第46条の17）

一人親方その他の自営業者であって特別加入をすることができる者は「自動車を使用して行う旅客又は貨物の運送の事業」、「建設の事業（土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業をいう。以下同じ。）」、「漁船による水産動植物の採捕の事業」、「林業の事業」、「医薬品の配置販売の事業」又は「再生利用の目的となる廃棄物等の収集、運搬、選別、解体等の事業」を労働者を使用しないで行うことを常態とする者である。

労働者を使用しないで行うことを常態とする者は、前記(1)イ(ロ)により常時労働者を使用する者以外の者をいうものとして取り扱う。したがって、たまたま臨時に労働者を使用することが

ものとして取り扱う。したがって、たまたま臨時に労働者を使用することがあっても妨げない。

(イ)～(ニ) (略)

ロ (略)

(3) 特定作業従事者(法第33条第5号)

イ (略)

ロ 指定農業機械作業従事者(則第46条の18第1号ロ)

小規模農家を含めた自営農業者については、その業態の特殊性、災害発生状況が的確に把握されていない現状等を考慮し、重度の障害を起こす危険度が高いと認められる種類の農業機械を使用する一定の農作業に従事する者に限ることとした。

(イ) 対象となる農業機械は、動力耕うん機その他の農業用トラクター、動力溝掘機、自走式田植機、自走式防除用機械、自走式収穫用機械、自走式運搬用機械、動力揚水機、動力草刈機、動力カッター、動力摘採機、動力脱穀機、動力剪定機、動力剪枝機、チェーンソー、単軌条式運搬機、コンベヤー、回転翼航空機であつて構造上人が乗ることができないもの(農薬、肥料、種子若しくは融雪剤の散布又は調査に用いるものに限る。)である(昭和40年労働省告示第46号)。

(ロ) (略)

ハ～ト (略)

(4) (略)

3 中小事業主等の特別加入手続

(1) 事務組合に対する労働保険事務の処理

あつても妨げない。

(イ)～(ニ) (略)

ロ (略)

(3) 特定作業従事者(法第33条第5号)

イ (略)

ロ 指定農業機械作業従事者(則第46条の18第1号ロ)

小規模農家を含めた自営農業者については、その業態の特殊性、災害発生状況が的確に把握されていない現状等を考慮し、重度の障害を起こす危険度が高いと認められる種類の農業機械を使用する一定の農作業に従事する者に限ることとした。

(イ) 対象となる農業機械は、動力耕うん機その他の農業用トラクター、動力溝掘機、自走式田植機、自走式防除用機械、自走式収穫用機械、自走式運搬用機械、動力揚水機、動力草刈機、動力カッター、動力摘採機、動力脱穀機、動力剪定機、動力剪枝機、チェーンソー、単軌条式運搬機、コンベヤーである(昭和40年労働省告示第46号)。

(ロ) (略)

ハ～ト (略)

(4) (略)

3 中小事業主等の特別加入手続

(1) 事務組合に対する労災保険事務の処理

の委託(法第33条第1号)

特別加入をすることができる中小事業主は、事務組合に対し労働保険事務の処理を委託する者に限られる。

(2) 加入申請(法第34条、則第46条の19、告示様式第34号の7)

イ (略)

ロ 同一の中小事業主が2以上の事業についてそれぞれ保険加入をし、事務組合に労働保険事務の処理を委託しているときは、当該事業主及びその事業に従事する者は、1の事業のみについて特別加入することができるのはいうまでもないが、2以上の事業について重ねて特別加入をすることも妨げない。

ハ (略)

(3)~(4) (略)

4 (略)

5 特定作業従事者及び海外派遣者の特別加入手続

特定作業従事者及び海外派遣者の加入手続は、次のことを除いて、一人親方等の手続と同様である。

(1) (略)

(2) 指定農業機械作業従事者

イ (略)

ロ 労働者に係る保険関係成立手続の確保

特別加入申請書に記載される特別加入予定者が、当該特別加入に係る事業につき労働者を使用していることが明らかとなった場合は、既に労働者に係る保険関係成立届が提出されている場合を除き、特別加入の申請又は特別加入者の追加に関する上記の3の(4)の

の委託(法第33条第1号)

特別加入をすることができる中小事業主は、事務組合に対し労災保険事務の処理を委託する者に限られる。

(2) 加入申請(法第34条、則第46条の19、告示様式第34号の7)

イ (略)

ロ 同一の中小事業主が2以上の事業についてそれぞれ保険加入をし、事務組合に労災保険事務の処理を委託しているときは、当該事業主及びその事業に従事する者は、1の事業のみについて特別加入することができるのはいうまでもないが、2以上の事業について重ねて特別加入をすることも妨げない。

ハ (略)

(3)~(4) (略)

4 (略)

5 特定作業従事者及び海外派遣者の特別加入手続

特定作業従事者及び海外派遣者の加入手続は、次のことを除いて、一人親方等の手続と同様である。

(1) (略)

(2) 指定農業機械作業従事者

イ (略)

ロ 労働者に係る保険関係成立手続の確保

特別加入申請書別紙に記載される特別加入予定者が、当該特別加入に係る事業につき労働者を使用していることが明らかとなった場合は、既に労働者に係る保険関係成立届が提出されている場合を除き、特別加入の申請又は特別加入者の追加に関する上記の3の

ハと同時に労働者に係る保険関係成立届を提出させることとし、提出がなされない場合は特別加入の承認又は上記の3の(4)のハに基づく承認内容変更決定を行わないこと。

(3)～(8) (略)

6 特別加入承認の基準

(1) 中小事業主等の場合

中小事業主等については、当該事業の労働保険事務が事務組合に委託されることのほか、特別加入の承認について特段の制約はないが、当該事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする事業主及びその事業に従事する者については、制度の趣旨及び法第33条第3号との関連からいって、加入を認めないこととする(前記2(1)イ(ロ)参照)。

(2) 一人親方等及び特定作業従事者の場合

一人親方等及び特定作業従事者の特別加入の承認は、次のすべての基準に適合する場合に行う。

イ 加入申請者たる団体は、一人親方その他の自営業者又は特定作業従事者の相当数を構成員とするものであること(連合団体は、これに該当しない。)。これに一応該当するものとしては、例えば、全国個人タクシー連合会加盟の単位団体、従来から擬制加入を認めてきた建設の事業の一人親方団体、漁業協同組合、農業協同組合等が考えられる。なお、職場適応訓練生の団体については、別途通達する(昭和41年12月26日付け基災発第29号参照。)

ロ (略)

ハ 当該団体の事業内容が労働保険事務

(4)のハと同時に労働者に係る保険関係成立届を提出させることとし、提出がなされない場合は特別加入の承認又は上記の3の(4)のハに基づく承認内容変更決定を行わないこと。

(3)～(8) (略)

6 特別加入承認の基準

(1) 中小事業主等の場合

中小事業主等については、当該事業の労災保険事務が事務組合に委託されることのほか、特別加入の承認について特段の制約はないが、当該事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする事業主及びその事業に従事する者については、制度の趣旨及び法第33条第3号との関連からいって、加入を認めないこととする(前記2(1)イ(ロ)参照)。

(2) 一人親方等及び特定作業従事者の場合

一人親方等及び特定作業従事者の特別加入の承認は、次のすべての基準に適合する場合に行う。

イ 加入申請者たる団体は、一人親方その他の自営業者又は特定作業従事者の相当数を構成員とするものであること(連合団体は、これに該当しない。)。これに一応該当するものとしては、例えば、全国個人タクシー連合会加盟の単位団体、従来から擬制加入を認めてきた建設の事業の一人親方団体、漁業協同組合、農業協同組合等が考えられる。なお、職場適応訓練生の団体については、別途通達する。

ロ (略)

ハ 当該団体の事業内容が労災保険事務

の処理を可能とするものであること。

ニ 当該団体の事務体制、財務内容等からみて、労働保険事務を確実に処理する能力があると認められること。

ホ 当該団体の地区が、その主たる事務所の所在地を中心として労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和47年労働省令第8号。以下「徴収則」という。）第6条第2項第4号に定める区域に相当する区域をこえないものであること。

ヘ (略)

ト 一人親方その他の自営業者の団体及び特定作業従事者の団体が定めるべき業務災害の防止に関する措置については、次のとおり取り扱うこと。

(イ) 自動車を使用して行う旅客又は貨物の運送の事業にあつては、道路交通法（昭和35年法律第105号）、道路運送法（昭和26年法律第183号）、道路運送車輛法（昭和26年法律第185号）等により安全に関する規制が行われているので、業務災害の防止に関する措置の内容を記載した書類の添付は原動機付自転車を使用するバイク便事業者がいない団体に限り、必ずしも必要でない。

(ロ) (略)

(ハ) 建設の事業及び特定作業従事者の作業については、別途通達するところによること（昭和40年12月11日付け基災発第20号参照。）。

チ (略)

7 (略)

8 (略)

の処理を可能とするものであること。

ニ 当該団体の事務体制、財務内容等からみて、労災保険事務を確実に処理する能力があると認められること。

ホ 当該団体の地区が、その主たる事務所の所在地を中心として労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第6条第2項第4号に定める区域に相当する区域をこえないものであること。

ヘ (略)

ト 一人親方その他の自営業者の団体及び特定作業従事者の団体が定めるべき業務災害の防止に関する措置については、次のとおり取り扱うこと。

(イ) 自動車を使用して行う旅客又は貨物の運送の事業にあつては、道路交通法、道路運送法、道路運送車輛法等により安全に関する規制が行われているので、業務災害の防止に関する措置の内容を記載した書類の添付は原動機付自転車を使用するバイク便事業者がいない団体に限り、必ずしも必要でない。

(ロ) (略)

(ハ) 建設の事業及び特定作業従事者の作業については、別途通達するところによること。

チ (略)

7 (略)

8 (略)

9 業務上外の認定(法第37条、則第46条の26)

特別加入者の業務又は作業(職場適応訓練作業を除く。)の内容は、労働者の場合と異なり、労働契約に基づく他人の指揮命令により他律的に決まるものではなく、当人自身の判断によっていわば主観的に決まる場合が多いから、その業務又は作業の範囲を確定することが通常困難である。このことは、法第33条第1号及び第3号該当者において特に著しい。

このため、特別加入者の業務災害については、一般的な基準の設定が本省局長に委任されたのであり、特別加入者についての業務上外の認定は、加入申請書記載の業務又は作業の内容を基礎とし、本省局長作成の基準に従って行うこととなる。この基準については、別途通達する(昭和40年12月6日付け基発第1591号参照。)。

10 (略)

11 (略)

12 (略)

13 保険料

(1) 保険料率

イ～ロ (略)

ハ 一人親方等及び特定作業従事者については、一人親方その他の自営業者及び特定作業従事者の団体ごとに徴収則別表第5(第2種特別加入保険料率表)に定める保険料率が適用される(徴収則第23条)。

(2) (略)

(3) (略)

9 業務上外の認定(法第37条、則第46条の26)

特別加入者の業務又は作業(職場適応訓練作業を除く。)の内容は、労働者の場合と異なり、労働契約に基づく他人の指揮命令により他律的に決まるものではなく、当人自身の判断によっていわば主観的に決まる場合が多いから、その業務又は作業の範囲を確定することが通常困難である。このことは、法第33条第1号及び第3号該当者において特に著しい。

このため、特別加入者の業務災害については、一般的な基準の設定が本省局長に委任されたのであり、特別加入者についての業務上外の認定は、加入申請書記載の業務又は作業の内容を基礎とし、本省局長作成の基準に従って行うこととなる。この基準については、別途通達する。

10 (略)

11 (略)

12 (略)

13 保険料

(1) 保険料率

イ～ロ (略)

ハ 一人親方等及び特定作業従事者については、一人親方その他の自営業者及び特定作業従事者の団体ごとに則別表第10(特別加入事業保険料率表)に定める保険料率が適用される(則第46条の25)。

(2) (略)

(3) (略)

別添 労働者災害補償保険審議会の答申 (略)	別添 労働者災害補償保険審議会の答申 (略)
別添 1 特様式第 1 号 (略)	別添 1 特様式第 1 号 (略)
別添 2 特様式第 3 号 (略)	別添 2 特様式第 3 号 (略)
別添 3 特様式第 1 号の 2 (略)	別添 3 特様式第 1 号の 2 (略)
別添 4 特様式第 3 号の 2 (略)	別添 4 特様式第 3 号の 2 (略)
別添 5 特様式第 4 号 (略)	別添 5 特様式第 4 号 (略)

○ 平成 26 年 3 月 26 日付け基発 0326 第 1 号「労災保険特別加入関係事務取扱手引について」

改正後	現行
<p>I 労災保険特別加入制度の基本等</p> <p>第 1～第 2 (略)</p> <p>第 3 特別加入者の範囲</p> <p>2 一人親方等</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 医薬品の配置販売の事業（労災則第 46 条の 17 第 5 号）</p> <p><u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</u>（昭和 35 年法律第 145 号）第 30 条の許可を受けて行う医薬品の配置販売業を行う者が該当する。</p> <p>(6)～(7) (略)</p> <p>3 特定作業従事者</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指定農業機械作業従事者（労災則第 46 条の 18 第 1 号ロ）</p> <p>農業における土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽培若しくは採取の作業であって、厚生労働大臣が定める次の種類の機械（S40.10.30 労働省告示第 46 号）を使用する作業に従事する者（以下「指定農業機械作業従事者」という。）をいう。</p>	<p>I 労災保険特別加入制度の基本等</p> <p>第 1～第 2 (略)</p> <p>第 3 特別加入者の範囲</p> <p>2 一人親方等</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 医薬品の配置販売の事業（労災則第 46 条の 17 第 5 号）</p> <p><u>薬事法</u>（昭和 35 年法律第 145 号）第 30 条の許可を受けて行う医薬品の配置販売業を行う者が該当する。</p> <p>(6)～(7) (略)</p> <p>3 特定作業従事者</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指定農業機械作業従事者（労災則第 46 条の 18 第 1 号ロ）</p> <p>農業における土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽培若しくは採取の作業であって、厚生労働大臣が定める次の種類の機械（S40.10.30 労働省告示第 46 号）を使用する作業に従事する者（以下「指定農業機械作業従事者」という。）をいう。</p>

なお、指定農業機械を使用する農作業の範囲は、土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽培若しくは採取の作業に限られ、養蚕、養畜等の作業を含まない。

ア～ウ (略)

エ 回転翼航空機であつて構造上人が乗ることができないもの(農薬、肥料、種子若しくは融雪剤の散布又は調査に用いるものに限る。)

(3)～(7) (略)

4 (略)

第4～第9 (略)

II (略)

III 局における事務処理

第1 (略)

第2 中小事業主等に係る審査

中小事業主等の特別加入の申請については、事業主が、所轄局長に対して所定事項を記載した「特別加入申請書(中小事業主等)」(告示様式第34号の7)を所轄署長を経由して提出するので、局においては、次の事項について審査を行った上、承認又は不承認を決定すること。

なお、申請書の「業務の内容」欄については、中小事業主及びその事業に従事する者各人の業務の範囲を明確にし、業務上外の認定の適正を期するため、業務の具体的内容の明記を求めること。

1 承認に係る留意事項

中小事業主等の特別加入者の承認に当たっては、次の事項に留意すること。

(1)～(2) (略)

(3) 当該事業について労災保険に係る保

なお、指定農業機械を使用する農作業の範囲は、土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽培若しくは採取の作業に限られ、養蚕、養畜等の作業を含まない。

ア～ウ (略)

(新設)

(3)～(7) (略)

4 (略)

第4～第9 (略)

II (略)

III 局における事務処理

第1 (略)

第2 中小事業主等に係る審査

中小事業主等の特別加入の申請については、事業主が、所轄局長に対して所定事項を記載した「特別加入申請書(中小事業主等)」(告示様式第34号の7)を所轄署長を経由して提出するので、局においては、次の事項について審査を行った上、承認又は不承認を決定すること。

なお、申請書の「業務の内容」欄については、中小事業主及びその事業に従事する者各人の業務の範囲を明確にし、業務上外の認定の適正を期するため、業務の具体的内容の明記を求めること。

1 承認に係る留意事項

中小事業主等の特別加入者の承認に当たっては、次の事項に留意すること。

(1)～(2) (略)

(3) 当該事業について労災保険に係る保

険関係が成立していること

労災保険に係る保険関係は労働者を使用することにより当然に成立するが、当該事業について徴収法第4条の2に基づく保険関係の成立の届出が行われていることを要する。

ア (略)

イ 数次の請負による建設の事業の下請け事業を行う事業主（ウを除く。）

(ア) (略)

(イ) (ア)の事業について成立した保険関係に基づき特別加入をした事業主は、その行う事業が、元請事業であると下請事業であるとを問わず、また、一括有期事業の基準以上の事業を行った場合についても、すべて(ア)の事業について成立している保険関係に基づく特別加入者として取り扱う。

ウ～エ (略)

(4)～(5) (略)

2～3 (略)

第3 (略)

第4 特定作業従事者に係る審査

1 (略)

2 特定農作業従事者

特定農作業従事者に係る特別加入団体及び特別加入者の承認に当たっては、次の事項に留意すること。

(1) 団体の承認に係る留意事項

特別加入に際して、特定農作業従事者の特別加入団体に対し、あらかじめ災害防止規程を定めさせること。なお、内容

険関係が成立していること

労災保険に係る保険関係は労働者を使用することにより当然に成立するが、当該事業について徴収法第4条の2に基づく保険関係の成立の届出が行われていることを要する。

ア (略)

イ 数次の請負による建設の事業の下請け事業を行う事業主（ウを除く。）

(ア) (略)

(イ) (ア)の事業について成立した保険関係に基づき特別加入をした事業主は、その行う事業が、元請事業であると下請事業であるとを問わず、また、一括有期事業の基準以上の事業を行った場合及び労働者に係る保険関係が成立しない事務所、作業場等において行われる業務についても、すべて(ア)の事業について成立している保険関係に基づく特別加入者として取り扱う。

ウ～エ (略)

(4)～(5) (略)

2～3 (略)

第3 (略)

第4 特定作業従事者に係る審査

1 (略)

2 特定農作業従事者

特定農作業従事者に係る特別加入団体及び特別加入者の承認に当たっては、次の事項に留意すること。

(1) 団体の承認に係る留意事項

特別加入に際して、特定農作業従事者の特別加入団体に対し、あらかじめ災害防止規程を定めさせること。なお、内容

については「業務災害防止規則例」(H3. 4. 12 基発第 259 号別紙 2)に定めるものと実質的に同じ内容を求め、これを申請書に添付させること。

なお、回転翼航空機であって構造上人が乗ることができないものを使用する作業(農薬、肥料、種子若しくは融雪剤の散布又は調査に用いるものに限る。)に従事する者が構成員である団体については、災害防止規程に当該作業従事者が「無人ヘリコプター利用技術指導指針」(平成 3 年 4 月 22 日付け 3 農蚕第 1974 号農蚕園芸局長通知)を遵守する旨の記載がなければならぬこと。

(2) ア (略)

イ 事業場の単位

事業場については、1 農家単位を基本とする。ただし、農家の集団が共同で作業を行う場合(いわゆる地域営農集団(以下「営農集団」という。)又は農事組合法人をいう。)は、事業場の規模を判断するに当たり、当該集団を 1 つの事業場として取り扱う。したがって、個々の農家の規模が小さくても、営農集団又は農事組合法人において経営耕地面積 2 ヘクタール以上又は農業生産物総販売額 300 万円以上であれば、各構成農家につき特別加入のための規模要件を満たすものとして取り扱う。

なお、営農集団であるか否かの判断は、

- ① 代表者及び構成員の定めがあり、定款や規約等が整備されていること
- ② 共同作業の方法その他の集団内の作業に関する定めがあること

については「業務災害防止規則例」(H3. 4. 12 基発第 259 号別紙 2)に定めるものと実質的に同じ内容を求め、これを申請書に添付させること。

(2) ア (略)

イ 事業場の単位

事業場については、1 農家単位を基本とする。ただし、農家の集団が共同で作業を行う場合(いわゆる地域営農集団(以下「営農集団」という。)又は農事組合法人をいう。)は、事業場の規模を判断するに当たり、当該集団を 1 つの事業場として取り扱う。したがって、個々の農家の規模が小さくても、営農集団又は農事組合法人において経営耕地面積 2 ヘクタール以上又は農業生産物総販売額 300 万円以上であれば、各構成農家につき特別加入のための規模要件を満たすものとして取り扱う。

なお、営農集団であるか否かの判断は、

- ① 代表者及び構成員の定めがあり、定款や規約等が整備されていること
- ② 共同作業の方法その他の集団内の作業に関する定めがあること

によること。

ウ (略)

(3) 申請書に添付する資料

承認要件を確認するため、申請書には次の資料の添付を求めること。

ア 年間農業生産物総販売額又は経営耕地面積の証明書

年間農業生産物総販売額又は経営耕地面積の証明書を申請書に添付させること。ただし、農事組合法人の構成員として申出があった場合は、イに定める書類の提出で足りるものとする。

年間農業生産物総販売額の証明書としては、農協に販売した場合には農協の証明書(H3.4.12基発第259号別紙3)、市場に売却した場合には市場の証明書(H3.4.12基発第259号別紙4)を添付するものとするが、税務署に提出した所得税青色申告決算書(農業所得用)の控え(税務署の受領印のあるものに限る。)の写し

によるが、「生産集団」(注)については、①及び②の2要件が整備されているものとして取り扱って差し支えない。

(注) 生産集団とは、水田農業確立対策実施要綱(昭和62年5月20日付け62農蚕第1820号農林水産事務次官通達別添。参考1)別紙1の第2の3に基づく水田農業確立対策実施要領(昭和62年5月20日付け62農蚕第1821号農林水産省農蚕園芸局長通達別添。参考2)別紙3の第3(加算額の交付要件等)の3(各加算ごとの交付要件)の(1)(高能率生産単位育成加算)又は(3)(生産組織加算)の交付要件を満たすものをいう。
(H3.4.12基発第259号参考1)

ウ (略)

(3) 申請書に添付する資料

承認要件を確認するため、申請書には次の資料の添付を求めること。

ア 年間農業生産物総販売額又は経営耕地面積の証明書

年間農業生産物総販売額又は経営耕地面積の証明書を申請書に添付させること。ただし、(2)イの「生産集団」又は農事組合法人の構成員として申出があった場合は、イに定める書類の提出で足りるものとする。

年間農業生産物総販売額の証明書としては、農協に販売した場合には農協の証明書(H3.4.12基発第259号別紙3)、市場に売却した場合には市場の証明書(H3.4.12基発第259号別紙4)を添付するものとするが、税務署に提出した所得税青色申告決算書(農業所得用)の控え(税

その他年間農業生産物総販売額を証明できる書類の添付でも差し支えない。

経営耕地面積の証明は、市町村の農業委員会の証明書(H3.4.12基発第259号別紙5)によるものとする。

イ 営農集団等としての証明

特別加入者のうち(2)イの営農集団の構成員として申出があった場合については、(2)イの①及び②の定款・規約及び共同作業等の定めを記載した書面並びに当該営農集団の構成員名簿を提出させること。

農事組合法人の構成員として申出があった場合は、農事組合法人登記簿の謄本及び当該申出をした者が当該農事組合法人の組合員であることを証明する書面を提出させること。

3 指定農業機械作業従事者

指定農業機械作業従事者に係る特別加入団体及び特別加入者の承認に当たっては、次の事項に留意すること。

(1) 団体の承認に係る留意事項

特別加入に際して、特定農作業従事者の特別加入団体に対し、あらかじめ災害防止規程を定めさせること。なお、内容については「業務災害防止規則例」に定めるものと実質的に同じ内容を求め、これを申請書に添付させること。

また、回転翼航空機であって構造上人

務署の受領印のあるものに限る。)の写し
その他年間農業生産物総販売額を証明できる書類の添付でも差し支えない。

経営耕地面積の証明は、市町村の農業委員会の証明書(H3.4.12基発第259号別紙5)によるものとする。

イ 営農集団等としての証明

特別加入者のうち(2)イの営農集団の構成員として申出があった場合については、当該特別加入者が(2)イの「生産集団」の構成員である場合には市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)が作成する「確認書」(水田農業確立対策実施要領別紙様式第17号。参考2)の写しを提出させ、その他については(2)イの①及び②の定款・規約及び共同作業等の定めを記載した書面並びに当該営農集団の構成員名簿を提出させること。

農事組合法人の構成員として申出があった場合は、農事組合法人登記簿の謄本及び当該申出をした者が当該農事組合法人の組合員であることを証明する書面を提出させること。

3 指定農業機械作業従事者

指定農業機械作業従事者に係る特別加入団体及び特別加入者の承認に当たっては、次の事項に留意すること。

(1) 団体の承認に係る留意事項

特別加入に際して、特定農作業従事者の特別加入団体に対し、あらかじめ災害防止規程を定めさせること。なお、内容については「業務災害防止規則例」に定めるものと実質的に同じ内容を求め、これを申請書に添付させること。

(新設)

が乗ることができないものを使用する作業（農薬、肥料、種子若しくは融雪剤の散布又は調査に用いるものに限る。）に従事する者が構成員である団体については、災害防止規程に当該作業従事者が「無人ヘリコプター利用技術指導指針」（平成3年4月22日付け3農蚕第1974号農蚕園芸局長通知）を遵守する旨の記載がなければならぬこと。

(2) (略)

4～10 (略)

第5～第8 (略)

IV 保険給付に係る事務処理

第1 業務遂行性

1 業務遂行性

(1) (略)

(2) 一人親方等

一人親方等の業務遂行性が認められる範囲は、事業の区分に応じて定めており、その内容は次のとおりである。

ア～エ (略)

オ 医薬品の配置販売の事業を行う者及びその事業に従事する者

当該一人親方等の業務遂行性は、住居を出た後の最初の用務先からその日の最後の用務先までの間において行う医薬品の配置販売業務（医薬品の仕入れを含む。以下同じ。）及びこれに直接附帯する行為並びに医薬品の配置販売業務を行うために出張する場合（住居以外の施設における宿泊を伴う場合に限る。）について認める。

ただし、この場合の医薬品の配置販売業務は医薬品、医療機器等の品質、有効

(2) (略)

4～10 (略)

第5～第8 (略)

IV 保険給付に係る事務処理

第1 業務遂行性

1 業務遂行性

(1) (略)

(2) 一人親方等

一人親方等の業務遂行性が認められる範囲は、事業の区分に応じて定めており、その内容は次のとおりである。

ア～エ (略)

オ 医薬品の配置販売の事業を行う者及びその事業に従事する者

当該一人親方等の業務遂行性は、住居を出た後の最初の用務先からその日の最後の用務先までの間において行う医薬品の配置販売業務（医薬品の仕入れを含む。以下同じ。）及びこれに直接附帯する行為並びに医薬品の配置販売業務を行うために出張する場合（住居以外の施設における宿泊を伴う場合に限る。）について認める。

ただし、この場合の医薬品の配置販売業務は薬事法（昭和35年法律第145号）

性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 32 条及び同法施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号）第 150 条の規定により都道府県知事に届け出た配置販売に従事する区域及び期間内において行うものでなければならない。

（S51.9.29 基発第 697 号）

カ～キ（略）

(3)～(4)（略）

2（略）

第 2～第 4（略）

V（略）

第 32 条及び同法施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号）第 150 条の規定により都道府県知事に届け出た配置販売に従事する区域及び期間内において行うものでなければならない。（S51.9.29 基発第 697 号）

カ～キ（略）

(3)～(4)（略）

2（略）

第 2～第 4（略）

V（略）

新旧対照表

○ 昭和40年11月1日付け基発第1454号「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律第2条の規定の施行について」

改正後	現行
<p>第1 (削除)</p> <p>第2 特別加入</p> <p>1 (略)</p> <p>2 特別加入者の範囲</p> <p>特別加入をすることができる者の範囲については、全面適用を目途とする中小事業の保険加入の促進と事務組合の普及に資するため、一定の中小事業主とその事業に従事する者をその対象とするほか、特に自営業者については、業務の危険度、業務の範囲の明確性ないし特定性(業務上外の認定等保険関係の技術的処理の可能性)等を考慮し、その範囲を定めたものである。その具体的範囲は次のとおりである。</p> <p>(1) 中小事業主等(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「法」という。))第33条第1号及び第2号)</p> <p>イ 中小事業主(法第33条第1号、労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年労働省令第22号。以下「則」という。))第46条の16)</p> <p>特別加入をすることができる中小事業主は、常時300人(金融業、保険業、不動産業、又は小売業を主たる事業とする事業主にあつては50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主にあつては100人)以下の労働者を使用する事業主であつて、事務組合に労働保険事務の処理を委託するもの(事</p>	<p>第1 (削除)</p> <p>第2 特別加入</p> <p>1 (略)</p> <p>2 特別加入者の範囲</p> <p>特別加入をすることができる者の範囲については、全面適用を目途とする中小事業の保険加入の促進と事務組合の普及に資するため、一定の中小事業主とその事業に従事する者をその対象とするほか、特に自営業者については、業務の危険度、業務の範囲の明確性ないし特定性(業務上外の認定等保険関係の技術的処理の可能性)等を考慮し、その範囲を定めたものである。その具体的範囲は次のとおりである。</p> <p>(1) 中小事業主等(法第33条第1号及び第2号)</p> <p>イ 中小事業主(法第33条第1号、則第46条の16)</p> <p>特別加入をすることができる中小事業主は、常時300人(金融業、保険業、不動産業、又は小売業にあつては50人、卸売業又はサービス業にあつては100人)以下の労働者を使用する事業主であつて、事務組合に労働保険事務の処理を委託するもの(事業主が法人その他の団体であるときは、代表者)であ</p>

業主が法人その他の団体であるときは、代表者)である。

(イ) 事業主の使用労働者数の算定は、事務組合に労働保険事務の処理を委託することができる事業主の場合と同様、その使用する労働者の総数が、常時300人(金融業、保険業、不動産業又は小売業を主たる事業とする事業主にあつては50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主にあつては100人)以下の事業主である。なお、2以上の事業を行う事業主にあつては、各事業の使用労働者数を合計した数によって判断すべきことはいうまでもない。したがって、個々の事業の使用労働者数が常時300人、50人又は100人以下であっても、使用労働者の総数が常時300人、50人又は100人をこえるときは、その事業主は、特別加入をすることができない。

(ロ)～(ハ) (略)

(ニ) 金融業、保険業、不動産業、卸売業、小売業又はサービス業の業種の区分については、日本標準産業分類によることとする。この場合、清掃業、火葬業、と畜業、自動車修理業及び機械修理業はこれらの業種に含めないで取り扱うこととする。なお、2以上の異種事業を行う事業主にあつては、それぞれの事業に使用する労働者数を考慮して、いずれの業種に属するかを判断するものとする。

る。

(イ) 事業主の使用労働者数の算定は、第1の4(1)イと同様である。したがって、個々の事業の使用労働者数が常時300人、50人又は100人以下であっても、使用労働者の総数が常時300人、50人又は100人をこえるときは、その事業主は、特別加入をすることができない。

(ロ)～(ハ) (略)

(ニ) 金融業、保険業、不動産業、卸売業、小売業又はサービス業の業種の区分については、第1の4(1)ロに準じて判断するものとする。

ロ 中小事業主が行う事業に従事する者

事業に従事する者とは、労働者以外の者で事業に常態として従事する者を予定したものである。事業主が法人である場合にあつては、代表者以外の役員のうち、労働者に該当しないものも、これに含まれる。なお、法人役員一般の取扱いについては、昭和39年3月3日付け基発第273号通達を廃止し、改めて別途通達する（昭和40年11月15日付け基災発第18号記の第2の1（2）参照。）。

(2) 一人親方その他の自営業者とその事業に従事する者(法第33条第3号及び第4号)

イ 一人親方その他の自営業者(則第46条の17)

一人親方その他の自営業者であつて特別加入をすることができる者は「自動車を使用して行う旅客又は貨物の運送の事業」、「建設の事業(土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、原状回復、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業をいう。以下同じ。）」、「漁船による水産動植物の採捕の事業」、「林業の事業」、「医薬品の配置販売の事業」、「再生利用の目的となる廃棄物等の収集、運搬、選別、解体等の事業」又は「船員法第1条に規定する船員が行う事業」を労働者を使用しないで行うことを常態とする者である。

労働者を使用しないで行うことを常態とする者は、前記(1)イ(ロ)により常時労働者を使用する者以外の者をいう

ロ 中小事業主が行う事業に従事する者

事業に従事する者とは、労働者以外の者で事業に常態として従事する者を予定したものである。事業主が法人である場合にあつては、代表者以外の役員のうち、労働者に該当しないものも、これに含まれる。なお、法人役員一般の取扱いについては、昭和39年3月3日付け基発第273号通達を廃止し、改めて別途通達する。

(2) 一人親方その他の自営業者とその事業に従事する者(法第33条第3号及び第4号)

イ 一人親方その他の自営業者(則第46条の17)

一人親方その他の自営業者であつて特別加入をすることができる者は「自動車を使用して行う旅客又は貨物の運送の事業」、「建設の事業(土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業をいう。以下同じ。）」、「漁船による水産動植物の採捕の事業」、「林業の事業」、「医薬品の配置販売の事業」又は「再生利用の目的となる廃棄物等の収集、運搬、選別、解体等の事業」を労働者を使用しないで行うことを常態とする者である。

労働者を使用しないで行うことを常態とする者は、前記(1)イ(ロ)により常時労働者を使用する者以外の者をいうものとして取り扱う。したがって、たまたま臨時に労働者を使用することが

ものとして取り扱う。したがって、たまたま臨時に労働者を使用することがあっても妨げない。

(イ)～(ニ) (略)

ロ (略)

(3) 特定作業従事者(法第33条第5号)

イ (略)

ロ 指定農業機械作業従事者(則第46条の18第1号ロ)

小規模農家を含めた自営農業者については、その業態の特殊性、災害発生状況が的確に把握されていない現状等を考慮し、重度の障害を起こす危険度が高いと認められる種類の農業機械を使用する一定の農作業に従事する者に限ることとした。

(イ) 対象となる農業機械は、動力耕うん機その他の農業用トラクター、動力溝掘機、自走式田植機、自走式防除用機械、自走式収穫用機械、自走式運搬用機械、動力揚水機、動力草刈機、動力カッター、動力摘採機、動力脱穀機、動力剪定機、動力剪枝機、チェーンソー、単軌条式運搬機、コンベヤー、回転翼航空機であつて構造上人が乗ることができないもの(農薬、肥料、種子若しくは融雪剤の散布又は調査に用いるものに限る。)である(昭和40年労働省告示第46号)。

(ロ) (略)

ハ～ト (略)

(4) (略)

3 中小事業主等の特別加入手続

(1) 事務組合に対する労働保険事務の処理

あつても妨げない。

(イ)～(ニ) (略)

ロ (略)

(3) 特定作業従事者(法第33条第5号)

イ (略)

ロ 指定農業機械作業従事者(則第46条の18第1号ロ)

小規模農家を含めた自営農業者については、その業態の特殊性、災害発生状況が的確に把握されていない現状等を考慮し、重度の障害を起こす危険度が高いと認められる種類の農業機械を使用する一定の農作業に従事する者に限ることとした。

(イ) 対象となる農業機械は、動力耕うん機その他の農業用トラクター、動力溝掘機、自走式田植機、自走式防除用機械、自走式収穫用機械、自走式運搬用機械、動力揚水機、動力草刈機、動力カッター、動力摘採機、動力脱穀機、動力剪定機、動力剪枝機、チェーンソー、単軌条式運搬機、コンベヤーである(昭和40年労働省告示第46号)。

(ロ) (略)

ハ～ト (略)

(4) (略)

3 中小事業主等の特別加入手続

(1) 事務組合に対する労災保険事務の処理

の委託(法第33条第1号)

特別加入をすることができる中小事業主は、事務組合に対し労働保険事務の処理を委託する者に限られる。

(2) 加入申請(法第34条、則第46条の19、告示様式第34号の7)

イ (略)

ロ 同一の中小事業主が2以上の事業についてそれぞれ保険加入をし、事務組合に労働保険事務の処理を委託しているときは、当該事業主及びその事業に従事する者は、1の事業のみについて特別加入することができるのはいうまでもないが、2以上の事業について重ねて特別加入をすることも妨げない。

ハ (略)

(3)～(4) (略)

4 (略)

5 特定作業従事者及び海外派遣者の特別加入手続

特定作業従事者及び海外派遣者の加入手続は、次のことを除いて、一人親方等の手続と同様である。

(1) (略)

(2) 指定農業機械作業従事者

イ (略)

ロ 労働者に係る保険関係成立手続の確保

特別加入申請書に記載される特別加入予定者が、当該特別加入に係る事業につき労働者を使用していることが明らかとなった場合は、既に労働者に係る保険関係成立届が提出されている場合を除き、特別加入の申請又は特別加入者の追加に関する上記の3の(4)の

の委託(法第33条第1号)

特別加入をすることができる中小事業主は、事務組合に対し労災保険事務の処理を委託する者に限られる。

(2) 加入申請(法第34条、則第46条の19、告示様式第34号の7)

イ (略)

ロ 同一の中小事業主が2以上の事業についてそれぞれ保険加入をし、事務組合に労災保険事務の処理を委託しているときは、当該事業主及びその事業に従事する者は、1の事業のみについて特別加入することができるのはいうまでもないが、2以上の事業について重ねて特別加入をすることも妨げない。

ハ (略)

(3)～(4) (略)

4 (略)

5 特定作業従事者及び海外派遣者の特別加入手続

特定作業従事者及び海外派遣者の加入手続は、次のことを除いて、一人親方等の手続と同様である。

(1) (略)

(2) 指定農業機械作業従事者

イ (略)

ロ 労働者に係る保険関係成立手続の確保

特別加入申請書別紙に記載される特別加入予定者が、当該特別加入に係る事業につき労働者を使用していることが明らかとなった場合は、既に労働者に係る保険関係成立届が提出されている場合を除き、特別加入の申請又は特別加入者の追加に関する上記の3の

ハと同時に労働者に係る保険関係成立届を提出させることとし、提出がなされない場合は特別加入の承認又は上記の3の(4)のハに基づく承認内容変更決定を行わないこと。

(3)～(8) (略)

6 特別加入承認の基準

(1) 中小事業主等の場合

中小事業主等については、当該事業の労働保険事務が事務組合に委託されることのほか、特別加入の承認について特段の制約はないが、当該事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする事業主及びその事業に従事する者については、制度の趣旨及び法第33条第3号との関連からいって、加入を認めないこととする(前記2(1)イ(ロ)参照)。

(2) 一人親方等及び特定作業従事者の場合

一人親方等及び特定作業従事者の特別加入の承認は、次のすべての基準に適合する場合に行う。

イ 加入申請者たる団体は、一人親方その他の自営業者又は特定作業従事者の相当数を構成員とするものであること(連合団体は、これに該当しない。)。これに一応該当するものとしては、例えば、全国個人タクシー連合会加盟の単位団体、従来から擬制加入を認めてきた建設の事業の一人親方団体、漁業協同組合、農業協同組合等が考えられる。なお、職場適応訓練生の団体については、別途通達する(昭和41年12月26日付け基災発第29号参照。)

ロ (略)

ハ 当該団体の事業内容が労働保険事務

(4)のハと同時に労働者に係る保険関係成立届を提出させることとし、提出がなされない場合は特別加入の承認又は上記の3の(4)のハに基づく承認内容変更決定を行わないこと。

(3)～(8) (略)

6 特別加入承認の基準

(1) 中小事業主等の場合

中小事業主等については、当該事業の労災保険事務が事務組合に委託されることのほか、特別加入の承認について特段の制約はないが、当該事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする事業主及びその事業に従事する者については、制度の趣旨及び法第33条第3号との関連からいって、加入を認めないこととする(前記2(1)イ(ロ)参照)。

(2) 一人親方等及び特定作業従事者の場合

一人親方等及び特定作業従事者の特別加入の承認は、次のすべての基準に適合する場合に行う。

イ 加入申請者たる団体は、一人親方その他の自営業者又は特定作業従事者の相当数を構成員とするものであること(連合団体は、これに該当しない。)。これに一応該当するものとしては、例えば、全国個人タクシー連合会加盟の単位団体、従来から擬制加入を認めてきた建設の事業の一人親方団体、漁業協同組合、農業協同組合等が考えられる。なお、職場適応訓練生の団体については、別途通達する。

ロ (略)

ハ 当該団体の事業内容が労災保険事務

の処理を可能とするものであること。

ニ 当該団体の事務体制、財務内容等からみて、労働保険事務を確実に処理する能力があると認められること。

ホ 当該団体の地区が、その主たる事務所の所在地を中心として労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和47年労働省令第8号。以下「徴収則」という。）第6条第2項第4号に定める区域に相当する区域をこえないものであること。

ヘ（略）

ト 一人親方その他の自営業者の団体及び特定作業従事者の団体が定めるべき業務災害の防止に関する措置については、次のとおり取り扱うこと。

(イ) 自動車を使用して行う旅客又は貨物の運送の事業にあつては、道路交通法（昭和35年法律第105号）、道路運送法（昭和26年法律第183号）、道路運送車輛法（昭和26年法律第185号）等により安全に関する規制が行われているので、業務災害の防止に関する措置の内容を記載した書類の添付は原動機付自転車を使用するバイク便事業者がいない団体に限り、必ずしも必要でない。

(ロ)（略）

(ハ) 建設の事業及び特定作業従事者の作業については、別途通達するところによること（昭和40年12月11日付け基災発第20号参照。）。

チ（略）

7（略）

8（略）

の処理を可能とするものであること。

ニ 当該団体の事務体制、財務内容等からみて、労災保険事務を確実に処理する能力があると認められること。

ホ 当該団体の地区が、その主たる事務所の所在地を中心として労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第6条第2項第4号に定める区域に相当する区域をこえないものであること。

ヘ（略）

ト 一人親方その他の自営業者の団体及び特定作業従事者の団体が定めるべき業務災害の防止に関する措置については、次のとおり取り扱うこと。

(イ) 自動車を使用して行う旅客又は貨物の運送の事業にあつては、道路交通法、道路運送法、道路運送車輛法等により安全に関する規制が行われているので、業務災害の防止に関する措置の内容を記載した書類の添付は原動機付自転車を使用するバイク便事業者がいない団体に限り、必ずしも必要でない。

(ロ)（略）

(ハ) 建設の事業及び特定作業従事者の作業については、別途通達するところによること。

チ（略）

7（略）

8（略）

9 業務上外の認定(法第37条、則第46条の26)

特別加入者の業務又は作業(職場適応訓練作業を除く。)の内容は、労働者の場合と異なり、労働契約に基づく他人の指揮命令により他律的に決まるものではなく、本人自身の判断によっていわば主観的に決まる場合が多いから、その業務又は作業の範囲を確定することが通常困難である。このことは、法第33条第1号及び第3号該当者において特に著しい。

このため、特別加入者の業務災害については、一般的な基準の設定が本省局長に委任されたのであり、特別加入者についての業務上外の認定は、加入申請書記載の業務又は作業の内容を基礎とし、本省局長作成の基準に従って行うこととなる。この基準については、別途通達する(昭和40年12月6日付け基発第1591号参照。)

10 (略)

11 (略)

12 (略)

13 保険料

(1) 保険料率

イ～ロ (略)

ハ 一人親方等及び特定作業従事者については、一人親方その他の自営業者及び特定作業従事者の団体ごとに徴収則別表第5(第2種特別加入保険料率表)に定める保険料率が適用される(徴収則第23条)。

(2) (略)

(3) (略)

9 業務上外の認定(法第37条、則第46条の26)

特別加入者の業務又は作業(職場適応訓練作業を除く。)の内容は、労働者の場合と異なり、労働契約に基づく他人の指揮命令により他律的に決まるものではなく、本人自身の判断によっていわば主観的に決まる場合が多いから、その業務又は作業の範囲を確定することが通常困難である。このことは、法第33条第1号及び第3号該当者において特に著しい。

このため、特別加入者の業務災害については、一般的な基準の設定が本省局長に委任されたのであり、特別加入者についての業務上外の認定は、加入申請書記載の業務又は作業の内容を基礎とし、本省局長作成の基準に従って行うこととなる。この基準については、別途通達する。

10 (略)

11 (略)

12 (略)

13 保険料

(1) 保険料率

イ～ロ (略)

ハ 一人親方等及び特定作業従事者については、一人親方その他の自営業者及び特定作業従事者の団体ごとに則別表第10(特別加入事業保険料率表)に定める保険料率が適用される(則第46条の25)。

(2) (略)

(3) (略)

別添 労働者災害補償保険審議会の答申 (略)	別添 労働者災害補償保険審議会の答申 (略)
別添 1 特様式第 1 号 (略)	別添 1 特様式第 1 号 (略)
別添 2 特様式第 3 号 (略)	別添 2 特様式第 3 号 (略)
別添 3 特様式第 1 号の 2 (略)	別添 3 特様式第 1 号の 2 (略)
別添 4 特様式第 3 号の 2 (略)	別添 4 特様式第 3 号の 2 (略)
別添 5 特様式第 4 号 (略)	別添 5 特様式第 4 号 (略)

○ 平成 26 年 3 月 26 日付け基発 0326 第 1 号「労災保険特別加入関係事務取扱手引について」

改正後	現行
<p>I 労災保険特別加入制度の基本等</p> <p>第 1～第 2 (略)</p> <p>第 3 特別加入者の範囲</p> <p>2 一人親方等</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 医薬品の配置販売の事業(労災則第 46 条の 17 第 5 号)</p> <p><u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号)第 30 条の許可を受けて行う医薬品の配置販売業を行う者が該当する。</u></p> <p>(6)～(7) (略)</p> <p>3 特定作業従事者</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指定農業機械作業従事者(労災則第 46 条の 18 第 1 号ロ)</p> <p>農業における土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽培若しくは採取の作業であつて、厚生労働大臣が定める次の種類の機械(S40.10.30 労働省告示第 46 号)を使用する作業に従事する者(以下「指定農業機械作業従事者」という。)をいう。</p>	<p>I 労災保険特別加入制度の基本等</p> <p>第 1～第 2 (略)</p> <p>第 3 特別加入者の範囲</p> <p>2 一人親方等</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 医薬品の配置販売の事業(労災則第 46 条の 17 第 5 号)</p> <p><u>薬事法(昭和 35 年法律第 145 号)第 30 条の許可を受けて行う医薬品の配置販売業を行う者が該当する。</u></p> <p>(6)～(7) (略)</p> <p>3 特定作業従事者</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指定農業機械作業従事者(労災則第 46 条の 18 第 1 号ロ)</p> <p>農業における土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽培若しくは採取の作業であつて、厚生労働大臣が定める次の種類の機械(S40.10.30 労働省告示第 46 号)を使用する作業に従事する者(以下「指定農業機械作業従事者」という。)をいう。</p>

なお、指定農業機械を使用する農作業の範囲は、土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽培若しくは採取の作業に限られ、養蚕、養畜等の作業を含まない。

ア～ウ (略)

エ 回転翼航空機であって構造上人が乗ることができないもの(農薬、肥料、種子若しくは融雪剤の散布又は調査に用いるものに限る。)

(3)～(7) (略)

4 (略)

第4～第9 (略)

II (略)

III 局における事務処理

第1 (略)

第2 中小事業主等に係る審査

中小事業主等の特別加入の申請については、事業主が、所轄局長に対して所定事項を記載した「特別加入申請書(中小事業主等)」(告示様式第34号の7)を所轄署長を経由して提出するので、局においては、次の事項について審査を行った上、承認又は不承認を決定すること。

なお、申請書の「業務の内容」欄については、中小事業主及びその事業に従事する者各人の業務の範囲を明確にし、業務上外の認定の適正を期するため、業務の具体的内容の明記を求めること。

1 承認に係る留意事項

中小事業主等の特別加入者の承認に当たっては、次の事項に留意すること。

(1)～(2) (略)

(3) 当該事業について労災保険に係る保

なお、指定農業機械を使用する農作業の範囲は、土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽培若しくは採取の作業に限られ、養蚕、養畜等の作業を含まない。

ア～ウ (略)

(新設)

(3)～(7) (略)

4 (略)

第4～第9 (略)

II (略)

III 局における事務処理

第1 (略)

第2 中小事業主等に係る審査

中小事業主等の特別加入の申請については、事業主が、所轄局長に対して所定事項を記載した「特別加入申請書(中小事業主等)」(告示様式第34号の7)を所轄署長を経由して提出するので、局においては、次の事項について審査を行った上、承認又は不承認を決定すること。

なお、申請書の「業務の内容」欄については、中小事業主及びその事業に従事する者各人の業務の範囲を明確にし、業務上外の認定の適正を期するため、業務の具体的内容の明記を求めること。

1 承認に係る留意事項

中小事業主等の特別加入者の承認に当たっては、次の事項に留意すること。

(1)～(2) (略)

(3) 当該事業について労災保険に係る保

険関係が成立していること

労災保険に係る保険関係は労働者を使用することにより当然に成立するが、当該事業について徴収法第4条の2に基づく保険関係の成立の届出が行われていることを要する。

ア (略)

イ 数次の請負による建設の事業の下請け事業を行う事業主（ウを除く。）

(ア) (略)

(イ) (ア)の事業について成立した保険関係に基づき特別加入をした事業主は、その行う事業が、元請事業であると下請事業であるとを問わず、また、一括有期事業の基準以上の事業を行った場合についても、すべて(ア)の事業について成立している保険関係に基づく特別加入者として取り扱う。

ウ～エ (略)

(4)～(5) (略)

2～3 (略)

第3 (略)

第4 特定作業従事者に係る審査

1 (略)

2 特定農作業従事者

特定農作業従事者に係る特別加入団体及び特別加入者の承認に当たっては、次の事項に留意すること。

(1) 団体の承認に係る留意事項

特別加入に際して、特定農作業従事者の特別加入団体に対し、あらかじめ災害防止規程を定めさせること。なお、内容

険関係が成立していること

労災保険に係る保険関係は労働者を使用することにより当然に成立するが、当該事業について徴収法第4条の2に基づく保険関係の成立の届出が行われていることを要する。

ア (略)

イ 数次の請負による建設の事業の下請け事業を行う事業主（ウを除く。）

(ア) (略)

(イ) (ア)の事業について成立した保険関係に基づき特別加入をした事業主は、その行う事業が、元請事業であると下請事業であるとを問わず、また、一括有期事業の基準以上の事業を行った場合及び労働者に係る保険関係が成立しない事務所、作業場等において行われる業務についても、すべて(ア)の事業について成立している保険関係に基づく特別加入者として取り扱う。

ウ～エ (略)

(4)～(5) (略)

2～3 (略)

第3 (略)

第4 特定作業従事者に係る審査

1 (略)

2 特定農作業従事者

特定農作業従事者に係る特別加入団体及び特別加入者の承認に当たっては、次の事項に留意すること。

(1) 団体の承認に係る留意事項

特別加入に際して、特定農作業従事者の特別加入団体に対し、あらかじめ災害防止規程を定めさせること。なお、内容

については「業務災害防止規則例」(H3. 4. 12 基発第 259 号別紙 2)に定めるものと実質的に同じ内容を求め、これを申請書に添付させること。

なお、回転翼航空機であって構造上人が乗ることができないものを使用する作業(農薬、肥料、種子若しくは融雪剤の散布又は調査に用いるものに限る。)に従事する者が構成員である団体については、災害防止規程に当該作業従事者が「無人ヘリコプター利用技術指導指針」(平成 3 年 4 月 22 日付け 3 農蚕第 1974 号農蚕園芸局長通知)を遵守する旨の記載がなければならぬこと。

(2) ア (略)

イ 事業場の単位

事業場については、1 農家単位を基本とする。ただし、農家の集団が共同で作業を行う場合(いわゆる地域営農集団(以下「営農集団」という。)又は農事組合法人をいう。)は、事業場の規模を判断するに当たり、当該集団を 1 つの事業場として取り扱う。したがって、個々の農家の規模が小さくても、営農集団又は農事組合法人において経営耕地面積 2 ヘクタール以上又は農業生産物総販売額 300 万円以上であれば、各構成農家につき特別加入のための規模要件を満たすものとして取り扱う。

なお、営農集団であるか否かの判断は、

- ① 代表者及び構成員の定めがあり、定款や規約等が整備されていること
- ② 共同作業の方法その他の集団内の作業に関する定めがあること

については「業務災害防止規則例」(H3. 4. 12 基発第 259 号別紙 2)に定めるものと実質的に同じ内容を求め、これを申請書に添付させること。

(2) ア (略)

イ 事業場の単位

事業場については、1 農家単位を基本とする。ただし、農家の集団が共同で作業を行う場合(いわゆる地域営農集団(以下「営農集団」という。)又は農事組合法人をいう。)は、事業場の規模を判断するに当たり、当該集団を 1 つの事業場として取り扱う。したがって、個々の農家の規模が小さくても、営農集団又は農事組合法人において経営耕地面積 2 ヘクタール以上又は農業生産物総販売額 300 万円以上であれば、各構成農家につき特別加入のための規模要件を満たすものとして取り扱う。

なお、営農集団であるか否かの判断は、

- ① 代表者及び構成員の定めがあり、定款や規約等が整備されていること
- ② 共同作業の方法その他の集団内の作業に関する定めがあること

によること。

ウ (略)

(3) 申請書に添付する資料

承認要件を確認するため、申請書には次の資料の添付を求めること。

ア 年間農業生産物総販売額又は経営耕地面積の証明書

年間農業生産物総販売額又は経営耕地面積の証明書を申請書に添付させること。ただし、農事組合法人の構成員として申出があった場合は、イに定める書類の提出で足りるものとする。

年間農業生産物総販売額の証明書としては、農協に販売した場合には農協の証明書(H3.4.12基発第259号別紙3)、市場に売却した場合には市場の証明書(H3.4.12基発第259号別紙4)を添付するものとするが、税務署に提出した所得税青色申告決算書(農業所得用)の控え(税務署の受領印のあるものに限る。)の写し

によるが、「生産集団」(注)については、①及び②の2要件が整備されているものとして取り扱って差し支えない。

(注) 生産集団とは、水田農業確立対策実施要綱(昭和62年5月20日付け62農蚕第1820号農林水産事務次官通達別添。参考1)別紙1の第2の3に基づく水田農業確立対策実施要領(昭和62年5月20日付け62農蚕第1821号農林水産省農蚕園芸局長通達別添。参考2)別紙3の第3(加算額の交付要件等)の3(各加算ごとの交付要件)の(1)(高能率生産単位育成加算)又は(3)(生産組織加算)の交付要件を満たすものをいう。
(H3.4.12基発第259号参考1)

ウ (略)

(3) 申請書に添付する資料

承認要件を確認するため、申請書には次の資料の添付を求めること。

ア 年間農業生産物総販売額又は経営耕地面積の証明書

年間農業生産物総販売額又は経営耕地面積の証明書を申請書に添付させること。ただし、(2)イの「生産集団」又は農事組合法人の構成員として申出があった場合は、イに定める書類の提出で足りるものとする。

年間農業生産物総販売額の証明書としては、農協に販売した場合には農協の証明書(H3.4.12基発第259号別紙3)、市場に売却した場合には市場の証明書(H3.4.12基発第259号別紙4)を添付するものとするが、税務署に提出した所得税青色申告決算書(農業所得用)の控え(税

その他年間農業生産物総販売額を証明できる書類の添付でも差し支えない。

経営耕地面積の証明は、市町村の農業委員会の証明書(H3.4.12 基発第 259 号別紙5)によるものとする。

イ 営農集団等としての証明

特別加入者のうち (2)イの営農集団の構成員として申出があった場合については、(2)イの①及び②の定款・規約及び共同作業等の定めを記載した書面並びに当該営農集団の構成員名簿を提出させること。

農事組合法人の構成員として申出があった場合は、農事組合法人登記簿の謄本及び当該申出をした者が当該農事組合法人の組合員であることを証明する書面を提出させること。

3 指定農業機械作業従事者

指定農業機械作業従事者に係る特別加入団体及び特別加入者の承認に当たっては、次の事項に留意すること。

(1) 団体の承認に係る留意事項

特別加入に際して、特定農作業従事者の特別加入団体に対し、あらかじめ災害防止規程を定めさせること。なお、内容については「業務災害防止規則例」に定めるものと実質的に同じ内容を求め、これを申請書に添付させること。

また、回転翼航空機であって構造上人

務署の受領印のあるものに限る。)の写し
その他年間農業生産物総販売額を証明できる書類の添付でも差し支えない。

経営耕地面積の証明は、市町村の農業委員会の証明書(H3.4.12 基発第 259 号別紙5)によるものとする。

イ 営農集団等としての証明

特別加入者のうち (2)イの営農集団の構成員として申出があった場合については、当該特別加入者が (2)イの「生産集団」の構成員である場合には市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)が作成する「確認書」(水田農業確立対策実施要領別紙様式第 17 号。参考2)の写しを提出させ、その他については (2)イの①及び②の定款・規約及び共同作業等の定めを記載した書面並びに当該営農集団の構成員名簿を提出させること。

農事組合法人の構成員として申出があった場合は、農事組合法人登記簿の謄本及び当該申出をした者が当該農事組合法人の組合員であることを証明する書面を提出させること。

3 指定農業機械作業従事者

指定農業機械作業従事者に係る特別加入団体及び特別加入者の承認に当たっては、次の事項に留意すること。

(1) 団体の承認に係る留意事項

特別加入に際して、特定農作業従事者の特別加入団体に対し、あらかじめ災害防止規程を定めさせること。なお、内容については「業務災害防止規則例」に定めるものと実質的に同じ内容を求め、これを申請書に添付させること。

(新設)

が乗ることができないものを使用する作業（農薬、肥料、種子若しくは融雪剤の散布又は調査に用いるものに限る。）に従事する者が構成員である団体については、災害防止規程に当該作業従事者が「無人ヘリコプター利用技術指導指針」（平成3年4月22日付け3農蚕第1974号農蚕園芸局長通知）を遵守する旨の記載がなければならぬこと。

(2) (略)

4～10 (略)

第5～第8 (略)

IV 保険給付に係る事務処理

第1 業務遂行性

1 業務遂行性

(1) (略)

(2) 一人親方等

一人親方等の業務遂行性が認められる範囲は、事業の区分に応じて定めており、その内容は次のとおりである。

ア～エ (略)

オ 医薬品の配置販売の事業を行う者及びその事業に従事する者

当該一人親方等の業務遂行性は、住居を出た後の最初の用務先からその日の最後の用務先までの間において行う医薬品の配置販売業務（医薬品の仕入れを含む。以下同じ。）及びこれに直接附帯する行為並びに医薬品の配置販売業務を行うために出張する場合（住居以外の施設における宿泊を伴う場合に限る。）について認める。

ただし、この場合の医薬品の配置販売業務は医薬品、医療機器等の品質、有効

(2) (略)

4～10 (略)

第5～第8 (略)

IV 保険給付に係る事務処理

第1 業務遂行性

1 業務遂行性

(1) (略)

(2) 一人親方等

一人親方等の業務遂行性が認められる範囲は、事業の区分に応じて定めており、その内容は次のとおりである。

ア～エ (略)

オ 医薬品の配置販売の事業を行う者及びその事業に従事する者

当該一人親方等の業務遂行性は、住居を出た後の最初の用務先からその日の最後の用務先までの間において行う医薬品の配置販売業務（医薬品の仕入れを含む。以下同じ。）及びこれに直接附帯する行為並びに医薬品の配置販売業務を行うために出張する場合（住居以外の施設における宿泊を伴う場合に限る。）について認める。

ただし、この場合の医薬品の配置販売業務は薬事法（昭和35年法律第145号）

性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 32 条及び同法施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号）第 150 条の規定により都道府県知事に届け出た配置販売に従事する区域及び期間内において行うものでなければならない。（S51.9.29 基発第 697 号）

カ～キ（略）

(3)～(4)（略）

2（略）

第 2～第 4（略）

V（略）

第 32 条及び同法施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号）第 150 条の規定により都道府県知事に届け出た配置販売に従事する区域及び期間内において行うものでなければならない。（S51.9.29 基発第 697 号）

カ～キ（略）

(3)～(4)（略）

2（略）

第 2～第 4（略）

V（略）